予算特別委員会（第２日）会議録

開催日時　令和７年３月 12 日（水）午前 10 時 00 分～午後４時 24 分

会　　場　高浜市議場

１．出席者

１番　橋本　友樹、　２番　荒川　義孝、　５番　野々山　啓、

６番　今原ゆかり、　８番　岡田　公作、　７番　福岡　里香、

９番　長谷川広昌、　10 番　北川　広人、11 番　鈴木　勝彦、

12 番　柴口　征寛、 13 番　倉田　利奈、 14 番　黒川　美克

オブザーバー

議長（４番）杉浦　康憲

２．欠席者

なし

３．傍聴者

一般３名

４．説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、

企画部長、総合政策ＧＬ、秘書人事ＧＬ、ＩＣＴ推進ＧＬ、ＩＣＴ推進Ｇ主幹、

総務部長、財務ＧＬ、

市民部長、市民窓口ＧＬ、経済環境ＧＬ、

福祉部長、地域福祉兼共生推進ＧＬ、地域福祉Ｇ主幹、健康推進ＧＬ、

健康推進Ｇ主幹、介護障がいＧＬ、福祉まるごと相談ＧＬ、

こども未来部長、こども育成ＧＬ、文化スポーツＧＬ、

都市政策部長、土木ＧＬ、都市計画ＧＬ、防災防犯ＧＬ、上下水道ＧＬ、

上下水道Ｇ主幹

学校経営ＧＬ、学校経営Ｇ主幹、

会計管理者、

監査委員事務局長

５．職務のため出席した者

議会事務局長、書記２名

６．付託案件

議案第 26 号　令和７年度高浜市一般会計予算

議案第 27 号　令和７年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 28 号　令和７年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第 29 号　令和７年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第 30 号　令和７年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第 31 号　令和７年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 32 号　令和７年度高浜市水道事業会計予算

議案第 33 号　令和７年度高浜市下水道事業会計予算

７．会議経過

委員長挨拶

委員長　本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第１項の規定により傍聴を許可いたしましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

昨日もお伝えいたしましたが、委員会の円滑なる運営のため、質疑については、２問から３問程度にまとめて行っていただくとともに、数字のみを確認する質疑、軽微な内容の

確認、要望、及び、他の委員の質疑との重複、並びに一般質問において質問された内容等の重複は避け、発言を議題の範囲を超えないようにお願いするとともに、昨年度と比較して単に違いを闇雲に指摘するだけではなく、意図を持って質疑を行っていただくことをお願いします。

また、委員、当局のやり取りの中、お互いの発言を繰り返し復唱する場面が何度もありましたので、簡潔な質疑及び御答弁の御協力をお願いいたします。

ほかの委員の質疑及び当局の答弁をしっかり聞くことも質疑の一環であることを十分に御理解いただきますようお願い申し上げます。

質疑に当たっては、予算書等のページ数、款・項・目・節等を示し御発言いただきますようお願いいたします。

当局より発言を求められ求められておりますので、これを許可いたします。

説（学校経営）　資料請求番号 10 の差し替えについて申し上げます。

文部科学省は令和６年度の調査から区分の内容と数の計上の仕方について変更を行いました。それに合わせて様式を変えて整理しましたが、誤って以前の様式にて報告してしまいました。申し訳ございませんでした。

変更を反映した令和６年度版のみ再提出させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

委員長　本日の議案第 26 号の３款民生費より逐次審査をいただきます。

３款　民生費（第１日目の続き）

委員長　質疑を許します。

問（10）　それでは説明書 155 ページ、３款１項 18 目重層的支援体制整備事業についてお聞きをさせていただきたいと思いますけども。包括的な相談支援とか参加支援というようなものはすぐにでもいろいろかかっていけるとは思うんですけれども、地域づくり支援、これ翼小学校をモデルとした形で現在進めているということで伺っておりますけれども、これ自体はイメージとしては 20 年ほど前、富山型デイサービスのような形で高齢者、障害者、いろんな方々がその中に入ってくる、そして自分たちが手を携えながら自分たちも

そこに参加をしていくという、その姿が見受けられるというふうに思うんですけども、必要としてるところっていうのは多々あると思うんですよね、高浜の中に。ですから今本当にそれぞれの存続が危ぶまれるような組織がこういったものを使いながら組織再建も含めて、居場所に持っていけないだろうかというようなことも考えていくべきだと思うんです。

まさに福祉部だけではなくって、ほかの部門も含めた重層的な形でやっていくべき事業ではないかなというふうに思うんですけども。全般的にそのような形で考えて進めてみえるのか、あるいは他の地域からぜひうちのほうでもという話があった場合に、今年度は翼だけで、モデル事業ですので、やらせていただくというような形にしてしまうのか、そこのところを少しお考えをお聞かせいただければと思います。

答（共生推進）　重層的支援体制整備事業につきましては福祉以外も含めてやっていきたいなと思っているところであります。

今現在も居場所づくりの実行委員会などがありまして、その中にはこども未来部も参加いただいたり、総合政策グループのほうもお願いして一緒にやっております。３月末には全庁を含めた説明会をやりまして、職員誰でもがこちらに関係あるんだよということを認識いただきたいと思っております。

ほかの地域からお話があればということですが、既にほかの翼以外の地区からもお話がありまして、共生推進グループの職員が出向いてお話をして、居場所づくりに向けて何かできることがないか、地区のほうでやりたいというお話がありますので行政としても一緒にできるようにお話をして何ができるかということを相談しているところです。ただ、職員がそんなに多くないもんですから全部の地域から声がかかると順番に対応させていただくことになるとは思いますが、翼以外の地区でも行っていく予定をしております。

問（10）　考え方等は十分に理解ができると思いますので、ぜひともせっかく新たなグループを立ち上げたもんですから、そのグループが立ち上がったからそこがやるということではなくって、できれば多くの若い職員さんたちでプロジェクトみたいな形で高浜市の全体でもってそれを進めていくような姿というものにしていっていただくことにより、市民の方にも伝わりやすいのかなという気がするんですけども。そのようなところは少しでもお考えがあるようでしたらお答えいただければと思います。

答（福祉部）　今、共生推進グループは兼務の職員がおりまして、福祉部内の様々なグループの職員が入って地域づくり支援に向けた活動を行っておるわけなんですが、今後全庁の職員さんを対象にした説明会を皮切りにしまして、いろいろまちづくりに関する部署とか防災に関する部署とか、やはり様々な部署がこのまぜこぜの居場所づくりには関わっていただきたいと思っておりますので、全庁の若手の職員さんに参画いただけるように配慮してまいりたいと考えております。

問（10）　それでは次に主要新規のナンバー８、乳児等通園支援事業。こちらのほうは令和７年度は準備という形で伺っておりますけれども、実際どんな形で通園支援をやっていくのかっていう、その姿を一度お示しをいただけるかなというふうに思うんですけども。

答（こども育成）　乳児等通園支援事業でございます。事業の目的としては全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに全ての子育ての家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とするということで、いわゆる３歳未満の幼稚園、保育園等に通われていない児童が環境に慣れるための施設利用というものを意図しております。

問（10）　細かいことは決まってなければあれですけども、何人ぐらい予定しているとか、時間的にはこれぐらいの工数見てるとかってありますか。

答（こども育成）　具体的に何人っていうものについては、まず施設の利用の試算としまして一時的保育の登録者を参考にしております。その人数に応じた形で、月 10 時間を上限としての制度でありますので、割り返していきますと、大体１日８人ほどというふうになります。午前午後で４人、４人の受け入れという形で想定をしてございます。

問（10）　それでは拡充事業で主要新規のナンバー９、３款２項３目こども家庭センター事業、これ新規でありますけれども。こちらのほうも何となくイメージ的には分かるような感じなんですけども、もう少し具体的にどのような形で支援が進められていくのかというものを御説明いただければと思うんですが。

答（健康推進　主幹）　この事業に関しましては、家庭環境を改善することで虐待リスクの高まりを未然に防ぐということを目的にしております。また支援プランという支援に対する保護者の方や子供さんの基本情報や意向、解決すべき課題ということを明確にしてプランを立てて、支援計画を立ててこの事業を進めていくというものになりますので、こち

らに合致する方に御紹介をして、また保護者の思いや子供さんの発育発達に対して最善を尽くせるような支援の在り方ということでこの訪問事業を開始できるようにしていくっていう内容にはなっております。

問（10）　今、毎日とは言いませんけども、痛ましい家庭内での事件が結構報道されることもあるもんですから。特に大事なのは、こういうこども家庭センターというものを設置をしてそういう取組をしているからいつでも声かけてくださいねっていうことがきちんと全ての家庭に伝わることが大事だと思うんですよ。その辺のところの発信をどのように進めていくのか、何か考えがありましたらお聞かせいただきたいと思うんですが。

答（健康推進　主幹）　これまでもこども発達センターや保健センター、子育て支援センターなど様々なセンターを開設しております。そういう意味ではどこに相談したらっていうのは市民の皆さん思ってらっしゃるのではないかというふうに考えております。

ですので、こども家庭センターという子供さんに関わることは全てこちらに相談していただければいいですよという総合窓口を４月に開設しておりますもので、こちらのほうを乳幼児健診やホームページや様々な場面で御紹介をしていくというふうに考えております。

問（13）　ではまず 157 ページ、３款２項１目の人事管理事業。こちらは正規の職員１名減となった理由。それから 159 ページ、こちらも保育サービス費で人事管理事業ということで一般職を減らして会計年度を増やしている、これ産休関係なのかどうなのかの確認と。

あと保育園管理運営事業の光熱水費が減になっておりますけど、これはずっとある電気料の減になるのかの確認と。

あとその下の賄材料費なんですけど、これいわゆる市の持ち出しは幾らになるのか、お願いします。

答（秘書人事）　157 ページ、３款２項１目人事管理事業の 17 人というふうになっております。昨年度に比べて１名増というふうになっておりますが保育職を１名増してございます。

159 ページ、３款２項２目人事管理事業 22 人ということで昨年度より１減というふうになっております。これは採用できなかったことによる減でございます。その下の会計年度任用職員 24 人が昨年度よりプラス１というふうになってるんですが、こちらは管理栄養

士の会計年度を雇用しております。

答（こども育成）　保育園管理運営事業159ページの光熱水費でございます。こちら８月までは令和６年の実績、９月以降は令和５年の実績で計上させていただいてございます。

賄材料費につきましては、持ち出しって言われますと本来負担すべき保育料、給食費に対して市がどれだけ負担してるかっていう御質問かと思いますが、令和６年度の 12 月現在ですと大体140万円ほど持ち出しをしてございます。

問（13）　３款２項１目の人事の保育士の増ってことなんですけど、ここの部分で増やした理由についてお聞かせいただきたいのと。逆にその159ページのほうで採用できなかったっていうところで減ってるんですけど、このあたりは何か調整できなかったのかなっていうところと。

賄材料費につきましては今140万円程度ってことで令和７年度も同金額を考えてるっていうことでいいんですよね。今回予算になっているのでそこのところ。

それからその下の口座振替手数料が減ってるんですけど、これ何か制度が変わったんですかね、そのあたり。

それから自動車損害保険料、こちらもなくなってるんですけど何か状況が変わったのかなと思うのと。

あと次ページの民間保育所運営委託料、こちらが約１億5,000万円以上増額になっておりますので、単に人件費の増なんですかね、人件費の増で１億5,000万円というのはあまりにも大きいなと思うので、理由を教えていただけたらと思います。

答（秘書人事）　人事管理事業でございますが、当初予算策定時の状況と今も人事異動に向けて調整しております。そこら辺、１名増、１名減というふうになっておりますが、今調整しているところでございます。

答（こども育成）　賄材料費について持ち出しを来年度も同程度を見込んでいるのかという点につきましては、令和５年度においても200万円ほど市が持ち出しをしているという中で、物価上昇に対してのいわゆる保護者の負担金っていうものが令和２年度から上がってない状態の中で物価上昇を見込んだ形で、令和７年度につきましては700円ほど増額した給食費5,150円から5,850円に上げさせていただいて、物価上昇に合わせた費用負担を求める形で今、調整をしてございます。

次に、口座振替手数料につきましては 94 万円ほど減少してございます。令和５年度までは市立７園分について徴収事務費を手数料として支払っておりましたが、令和６年度から地方自治法の改正により私人徴収委託に変えていることから契約内容を変更してございます。ですので、委託料のほうに上がっていくという形になります。

次に自動車損害保険料でございますが、令和６年度におきまして予算の計上の誤りがございまして、桁が１桁多かったというのがございます。こちら、今回３月補正で減額させていただいて、令和７年度と同額の金額に補正させていただいております。

次が民間保育所運営委託の令和６年度と比べて１億 3,000 万円ほど増加した理由でございます。大きな要因としましては、人事院勧告に伴う人件費の増というものが主な理由で、それによる公定価格の増が主な理由となります。

問（13）　今の説明でいくと、多分この 161 ページの保育園保育料等収納事務委託料、これが今の地方自治法の改正により増額したっていうとこでいいのかっていうところ、多分いいのかなと思うんですけどそこの確認と。

それから、たかはまこども園駐車場等整備工事についてお聞きしたいんですけど、主要新規の７で 14 ページです。これまでのちょっと質疑答弁を聞いていると、今たかぴあの駐車場を使われてるんですけど、そちら何台不足されてるのか。それから新たな駐車場の利用見込みについてはどのようにされてるのかっていうところで、これまでの答弁でいくと、たかぴあの今まで確保してた駐車台分はそのままキープっていうことなんでしょうかね、少し減らすんでしょうか、そこら辺がちょっとよく分からないのと。あと入口を広げるようなお話がありましたけど、そこの入口のところは高浜小学校のＰＦＩ事業でやってるもんですから、そのあたりの契約っていうか今後の維持管理、そのあたりどういうふうにされていくのかっていうのがよく分からないので教えていただきたいと思います。

委員長　該当する部分のみの答弁で結構ですのでお願いいたします。

答（こども育成）　先ほど御説明したように、まず口座振替の減少分が口座の徴収の委託のほうに上がってという御説明になります。

たかぴあの利用見込みにつきましては、こちらの駐車場ができる前は、いわゆる市役所の駐車場とかで送り迎えの送迎とか使いながら、保育園、幼稚園の利用者が使っているというような中で、あそこができることによってたかぴあの駐車場を使うというところの中

で混雑が発生しているというのが実情でございます。それに伴い、少しでもその渋滞を緩和するっていうことを勘案しまして、今回の駐車場整備に合わせて、いわゆる公道の車道と歩道との間の縁石部分、あちらの間口が６メートルなんですけどもそちらを今知立建設事務所と協議をしながら間口を広げていくという形になりますので、いわゆる小学校の敷地等に例えば影響を及ぼすような工事というものではなく、あくまで利便性を高めるための公道の間口を広げるというような工事になりますので、そのあたりは特に整合性を欠くということではないというふうに考えております。

たかぴあの駐車場の保護者の利用見込み等につきましても、そのあたりのいわゆる混雑等の解消を勘案しながらそれを解消するという位置づけの中で、現在も保護者が利用しておりますし今後も同様に利用するってことを想定してございます。ですので、特に今も現在使っている中で、この工事をすることによって利用の増減がたかぴあの利用について大きく発生するというものではないというふうに御理解いただきたいと思います。

問（13）　庁用器具費の内容について教えていただきたいのと。あと次ページの主要新規の８番、乳児等通園支援事業がいわゆる今年度が吉浜幼稚園の改修の事業費が上がってるのかなと思うんですけど、屋外の整備費については上がってないので今後それが上がってくるのかどうか。それから一般財源で今回全部やるってことなんですけど補助金が全くないっていうことなのかどうかっていう確認と。それからやはりこれ多分直営でされるんですかね、委託ではなくて。そこの確認と、直営であればやはり保育士の確保っていうのはすごく非常に今難しい状況なんですけど、そのあたりのお考えについても併せてお願いしたいと思います。

それから今御答弁にあったたかはまこども園の件なんですけど、今現在も使ってますよってことですけど、これ職員の駐車場っていうのは考えてないっていうことでいいんですかね。あくまでも保護者の駐車場ということでしょうか。

答（こども育成）　まず、たかはまこども園の駐車場につきましては、あくまでメインとしては保護者の送迎に寄与するという目的が第一にあります。ただ、送迎以外の時間について、あそこのスペースっていうものをどういうふうに利用するのかについては特に制限を設けるものでなく、あくまで保育園の運営のために使用するということになりますので、例えば一時的に来客が使用するとか、他園から、隣の園のあおぞら保育園のほうから保育

士が来て車を止めるとか、あとは業者がそこに一時的に止めるというものについての利用を妨げるものではないというふうに考えてございます。

庁用器具費につきましては、調理室の食器洗浄機の購入を考えてございます。老朽化に伴って食洗機につきましては止まってしまうと調理に多大な影響を与えるというようなところで、こちらについては更新をして新たなものを購入することで調理が不可能になるというような事態を防ぐために今回予算措置をさせていただいているものでございます。

乳児等通園支援事業につきまして吉浜幼稚園の屋外の整備につきましては、利用する場所は西園舎になりまして、今回の大規模改修の園舎の工事等は対象にはなってございません。ただ、今後整備をするというあたりの中で対象になってくるというところでございますが、屋外についても今回の大規模改修工事の対象にはなっておりませんので、また今後整備が必要になるというふうに考えてございます。

補助金が当たるのかどうかっていうところでございますが、今回整備するにあたり備えているものについては、工事請負費等については補助金がつきそうだなというふうに思われると思いますが、工事の内容がいわゆるクッションフロアを敷き詰めるっていうような作業になりまして、いわゆるそこは工事に該当するかどうかっていうものが現在グレーな状態ですので今申請のほうはしておりますが、対象になるかどうかというものが不確定なため財源内訳の中に計上していないという形になります。予算がつくという形になればそのあたり反映をさせていきたいと考えております。

また、運営については直営かどうかということでございますが直営を考えております。保育士の確保のほう御心配いただいておりますが、あくまでこれやれるっていうものをシミュレーションした上で保育士を割り当てておりますので、やれる形で考えております。

問（13）　今の乳児等通園支援事業のところで対象人数の積算というところで、一時保育登録者を参考にされたってことなんですけど、この一時保育登録者の方がこちらのほうの利用をするっていうことは十分考えられるかなと思うんですよね。そうなってくるとこの一時保育のほうが逆に減ってくる可能性もあるのかなと思うんですけど、その辺は特に考えていないのかどうなのかなっていうところちょっと気になってますので教えていただきたいのと。

あと今食洗機の話が出たんですけどこれは吉浜北部保育園でよろしかったでしょうか

っていう確認です。

それから続いて163ページの家庭支援費ですけど、こちらの職員を増やしておりますので何か事業に当たって増やしたのかどうか、そのあたりの確認と。これ同時に会計年度は５人減らしてるっていうところで、５人減らして事業がどうなのかなっていうところにつきましても御説明いただければというところと。

ひとり親家庭等生活支援事業の高等職業訓練促進給付金、こちら増額になっております。申請者が多いんでしょうか、どうなんでしょうか。このあたりについても御説明をお願いしたいと思います。

答（秘書人事）　163 ページ、家庭支援費の人事管理事業の１名増につきましては児童センターに１名増の予定をしております。

165 ページの会計年度任用職員管理事業マイナス５人というふうでなっております。こちらは病後児保育によるところの会計年度を減にしてございます。

答（こども育成）　誰でも通園制度の一時的保育の申込者の登録者数を参考にしたということで、それにより一時的保育の利用が減るんじゃないかというような御質問でございます。利用の頻度を見ますと、一時的保育が利用できる時間帯、時間割合に対して、誰でも通園制度っていうのは１か月 10 時間程度になりますので、参考にはしておりますが、それが一時的保育の利用に大きく影響するというふうには考えてございません。あくまで積算する上での参考にしたっていうふうに御理解いただければと思います。

調理室の食洗機ですが、こちら吉浜北部保育園になります。

答（介護障がい）　高等職業訓練促進給付金の増額につきましては、来年度２名の予定をしておりますので、その予定の金額で計上しております。

問（13）　これどちらの児童センターの方が増えるんでしょうか。何か支援の必要な児童が見えるのか、そのあたり、もし本当にそれは必要であれば絶対必要になりますので、そこ説明あればお願いしたいのと。

あと 167 ページの太陽光発電設備整備工事設計業務委託料、これまでもあるようにいわゆるたかぴあにある児童センターの委託料ということでいいんですよねっていうところの確認と。

あと東海児童センターのトイレの改修工事費が新たに上がってるんですけど、内容につ

いて教えていただけますでしょうか。

それから169ページの清掃委託料なんですけど、これ去年翼と東海児童センターだけの委託料ですよってことなんですけど、ほかのところが上がってこないっていうのがよく理由が分からないので教えていただきたいのと。あとこの高取の児童クラブの清掃委託料がこれ２施設分、北と南分なのかなと思うんですね、これ倍になってるので。そうすると高取の２つと翼と東海は清掃委託料が入ってるけどほかは上がってきてないので、それはいわゆる委託料の中に全部含まれてるってことなんですかね。そこら辺がよく分からないので教えていただきたいのと。

あとバスの借上料が新たに上がっておりまして、多分これは公用バスの廃止に伴うものかなと思うんですけど。

カワラッキー賞の副賞作成っていうのがなくなってるんですけど、これもう来年度は廃止をされる事業なんでしょうか、そこまでお願いしたいと思います。

委員長　答弁に当たってお願いします。昨日と重複している部分もありますので重複した部分につきましては答弁いただかなくて結構です。

簡潔明瞭に御答弁をお願いいたします。

答（こども育成）　質問の数が多いので、ちょっと少なめにお願いしたいと思います。

まず児童センター増の理由でございます。翼児童センターが職員を増やします。その理由としましては、利用者の増に伴う支援数、いわゆるクラスを増やすということは令和７年度考えておりましてそれに伴う職員増でございます。

バスにつきましては、翼児童クラブが夏休み行事でコパンのプールを利用する際に利用することを見込んでございます。

カワラッキー賞については、こちら毎年カワラッキー賞の副賞として箸置きを頼んでおりましたが、在庫がまだありますので、そういう関係で来年は計上しないということです。

東海児童センターのトイレを改修する理由でございますが、館内の男子トイレが和式のみで和式トイレを使ったことのない児童が多く使えないという中で、今、女子トイレには洋式があるのでそれを利用しているんですが、やっぱり女子も使いにくいところがありますので男子トイレにもそれを備えつけるという形になります。

清掃業務はいわゆる児童クラブのみで児童センターと併設してない施設、いわゆる高取

の南と北につきましては児童クラブのほうで計上させていただいておりまして、センターと併設している翼とか東海児童センターについては児童センターのほうで委託をしているという形で委託のすみ分けをして、施設によるすみ分けをしているという形になります。

答（経済環境）　太陽光発電設備整備工事設計業務委託につきましては高浜児童センターに係る委託料です。

問（13）　169ページの病後児保育事業、消耗品費と手数料しか上がってないんですけど、委託とかそういった金額がどこかに含まれてるのかどうなのかっていうのがよく分からないので、どちらがやっていただいてるのか、それから委託料とかがどこに上がってきてるのかがよく分からないので教えていただきたいなっていうのと。

あとその下の子育て・家庭支援ネットワーク事業の修繕費、こちら新たに出てきてるんですけど、どちらの修繕内容か教えていただけたらと思います。

答（こども育成）　病後児保育事業でございますが、こちらいきいき広場で行っておりまして直営になります。こども育成グループに常駐している保育士が対応するという形になります。ですので、場所としては北側の一室を使って対応してるという形になります。

次に子育て・家族支援ネットワークの修繕料でございますが、こちらいちごプラザの北側の屋根の修繕となります。いちごプラザ入口側の軒部分が老朽により腐食していることから、こちらを撤去と張り替えを考えてございます。

問（13）　ずっとこの間、人件費増っていうことなんですけど、いちごプラザの運営委託料は逆に減になってるもんですから理由について教えていただきたいなっていうところと。

こども家庭センター事業の報償金の小児科医師報償金、臨床心理士報償金、言語聴覚士報償金、これ今まではこども発達応援事業で上がってたと思うんですけど、いわゆる今後はこども発達センターはこども家庭センターに吸収されるっていうか一体化されるっていうことでこういうふうに上がってるのかなっていう確認と。

それから主要新規のこども家庭センター事業で、まずこれヤングケアラーの支援事業にも当たるのかっていう確認なんですけど、当たるのかなと思ってるんですね。そうであった場合、やはりセンターに相談に来た方についてはこの事業にすぐつなげることができるんですけど、ヤングケアラーについてはやはりその掘り起こしっていうか、その対象者に

ついては学校経営グループとか教育委員会とかとすごく連携してアンケートを取ってやっていく必要があるのかなと思うので、そのあたりはどのようにお考えなのかなっていうところと。あとこれ支援していただく方、これはどういう方が入っていただけるんですかね。いわゆる民間のヘルパー事業者、どういうところなんでしょうか、そこの確認と。あとこれ１回１時間 4,000 円で 75 回ってなっていて、私からするとあっという間になくなっちゃいそうな回数なんですけど 75 回とした理由についても併せてお願いしたいと思います。

委員長　簡潔明瞭に御答弁お願いします。

答（こども育成）　いちごプラザの運営委託料の減の理由ですが、職員の勤務時間が７時間から６時間に減少したことになります。始業前と就業後の 30 分に始業準備就業片付けの時間を設けていたが、時間中に行うことにしたことによる時間短縮でございます。

答（健康推進）　169 ページのこども家庭センター事業につきまして、今年度の予算まではこども発達センター事業の名称となっておりましたが、子供の出生から継続して支援できる機関が連携してライフステージに応じた相談支援を行う拠点としてこども発達センターというのが現在も設置しておりますが、こちらの事業自体は令和６年４月から新たに設置いたしましたこども家庭センターの事業に包含されるという形になりましたので今回事業の名称を変更しております。

答（健康推進　主幹）　この 75 回という回数は妊産婦を予定しておりまして、週に１回、３か月、６人プラス３回ということで計上させていただいております。あと委託を考えているのは、現在は社会福祉協議会さんになります。

答（福祉まるごと相談）　ヤングケアラーにつきましては、各小中学校で生活アンケートのようなものを年２回ほどやっているっていうのをお伺いしております。その中で心配なお子さんを拾い上げて先生のほうで話を聞いていただいて、必要であれば私ども福祉まるごと相談グループにつなげていただきます。その後、必要な福祉支援っていうところで支援調整をさせていただいて、御家庭の状況に合わせた適切なサービスを提供させていただくという流れでやらせていただいております。

問（13）　今のこども家庭センターなんですけど、支援の委託が社協さんってことですけど、いわゆる社協さんのヘルパーさんが入って家庭内での家事支援とかをしていただける

っていうことなんでしょうかという確認と…。

「委員長、９番。」と発声するものあり。

委員長　９番、長谷川委員。

「今、質問の途中なんですけど…」と発声するものあり。

意（９）　ごめんなさい。冒頭にやっぱり委員長がおっしゃられたことが、今こうやって12人、委員の皆さんがいて、この場で確認というのは委員会の場でふさわしくないのかなと思って。やっぱり委員会では質疑なので分からないこととか不明な点を、そこはどうなのかっていうことを聞く、それで回答してもらうっていうのが基本だと思うし、この場でただ確認とかそれを繰り返してというのは、やっぱり冒頭に委員長がおっしゃった、そこら辺の指摘に当たるのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長　先ほど冒頭でも注意申し上げましたが、細かい部分、昨年との増減、それから同じような質問を繰り返す、そういった部分、注意を申し上げますので、この件につきまして確認できるもの、それから資料から読み取れるものにつきましては御自身で確認いただいて、本当に大局に立った部分を中心に、今回の予算計上されている内容を中心に御質疑いただければと思います。

それと今の委託の件ですけど、細かい中身、福祉協議会という名前が出て、昨日冒頭で注意いたしました、まだ委託業者が決まっていないというところで、そこの質疑は答弁いただかなくて結構ですのでよろしくお願いします。

ほかの委員さんにも配慮いただいて質疑を行ってください。

問（13）　ではどういう方が家事支援をやっていただけるのでしょうか。質問を変えたいと思います。

それから171ページに参ります。171ページの子ども・子育てアドバイザーが減になってるんですけど、これ相談支援センターの何か影響があるのかどうかちょっとよく分からないので教えてください。

それから出産・子育て応援交付金支給事業の妊婦支援給付金、これ新たに計上されてるのでこの内容についても教えてください。

委員長　数字の確認につきましては、簡明に御答弁いただいて結構ですのでよろしくお願いします。

答（こども育成）　子ども・子育てアドバイザーの減の理由でございますが、こちらは子ども・子育て支援事業計画が今年度までは年４回、計画の策定の関係で開催しましたが、今年で完成しますので来年は年１回の開催になりますので、こちらいわゆる大学教授の出席回数が４回から１回に減少したことが理由でございます。

答（健康推進）　171 ページの妊婦支援給付費の内容についての御説明というところなんですが、これちょっと若干分かりにくいところがありますので、その上の交付金の出産・子育て応援交付金とその下の扶助費の妊婦支援給付費を合わせて御説明させていただきますと、妊娠・出産に対しましてそれぞれ給付しております５万円自体が制度改正によって、現行の出産・子育て応援交付金から妊婦のための支援給付費のほうに置き換わった、子ども・子育て支援法に基づく給付に変更になったというものであります。

問（13）　先ほどの子育て世帯訪問支援事業、家庭内に入って支援するわけなんで、これどういう方が入るのかっていうのは、もちろん聞くことだと思いますのでお答えいただきたいと思います。

173 ページ、これも新しく生活保護システム保守延長業務委託料、こちらの内容と、これ入れることによりどのような市民への効果というか、市民サービスにつながるのか、そこの確認。

それからその下の中国残留孤児支援事業についてはいわゆる対象者がいなくなったことによる減ということで、減の理由についてお答えください。

委員長　検討中の事項であれば検討中と答えていただいて結構ですのでよろしくお願いします。

答（健康推進　主幹）　子ども・子育て訪問支援事業の訪問支援員は、子供の家庭に入っていらっしゃる実績のあるヘルパーさんなどを検討しております。

答（地域福祉　主幹）　生活保護システム保守延長業務委託につきましては、これまでのシステムの借上げが令和７年度の途中で終わってしまうために、新たに賃貸借契約を結ぶ

に当たってシステムの標準化を踏まえた検討から一時的に保守を延長するものとして計上させていただきました。

それから中国残留邦人の扶助費の減額については、対象者１名の医療費の減少に伴う減少ということになります。

委員長　ほかに。

質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、３款民生費の質疑を打ち切ります。

４款　衛生費

委員長　質疑を許します。

問（１）　予算書 183 ページ、４款２項１目 18 節、廃棄物処理施設整備構想検討負担金についてお聞きします。まず、このタイミング、７年度当初予算に上げられた理由と負担金という形で計上されていますが、その理由。また実施する内容についてお聞かせください。

答（経済環境）　まず、このタイミングで予算計上させていただく理由でございますけれども、廃棄物処理施設の将来的な運営方針を決定する必要があるため、このたび予算措置をさせていただいたものでございます。

次に負担金とした理由でございますけども、碧南市との協議において廃棄物処理施設の整備構想の検討に伴う業務委託を実施することになりまして、その業務委託の契約事務や支払いにつきましては碧南市のほうが行い、その一部を本市が負担することとなりました。なお、負担割合は衣浦衛生組合の負担割合に準じて、碧南市が約６割で本市が約４割の負担を予定しております。

最後に実施する内容でございますが、仮称廃棄物処理方式等検討委員会の開催等、あとこの本検討委員会の運営を支援する検討調査の業務委託を実施する予定でございます。

問（１）　ゴミ行政は非常に大事なことでして、碧南市と一緒になって進めていかれると

思います。形は負担金という形になったと思いますけれども、高浜市としても責任を持って進めていただきたいと思います。

それでは、この検討委員会を作るということですがこの検討委員会の構成、どんな方にお願いするのか、また今後の会議の開催予定数が分かりましたらお聞かせください。

答（経済環境）　まず検討委員会の構成といたしましては今後、碧南市と協議して決めてまいりたいと考えております。

今後の開催予定数でございますけども、８回程度の開催を見込んだ予算とさせていただいてございます。

問（13）　まず 173 ページ、４款１項１目の会計年度任用職員、15 名減らしてるんですけど、こちら影響がないのかなって心配なんですけど、減になった理由について教えてください。

それから 177 ページ、骨髄提供者助成事業補助金、若年がん患者在宅療養支援事業補助金については大幅に減になってるんですけどこの理由についてお聞かせください。

それからその下の母子保健事業の不妊治療費助成事業補助金についてお聞きします。主要新規のナンバー10 についてです。これが少子化対策の充実っていうことで目的になってるんですけど、なかなかそこが充実になるのかっていうとこはよく分からないのでそこのエビデンスとかありましたら教えていただきたいのと。あとこれ保険適用内の治療を対象ということなんですけど、実際問題、保険適用となった場合は幾らぐらいかかるんですかね。それからこの１回の治療っていうのが１回の受診なのか、この１回っていうのがよく分からないのでそのあたりを教えていただきたいのと。こちらも一般財源で全て事業費が上がってるもんですから国とか県の補助金とかについてもないのかどうか、今後のもし何かメニューがあるのかどうか、そのあたりについても教えていただきたいのと。あと近隣自治体についてはこちらの制度について実施状況について教えてください。

委員長　数字の上限につきましては簡明に理由をお答えいただければ結構ですのでお願いいたします。

答（秘書人事）　173 ページ、会計年度任用職員の５名の減の理由でございますが、育休復帰者による１名減、あと 137 ページ３款１項１目に２名異動、同じく 165 ページの３款２項３目に１名異動ということで、そういった理由で減となっております。

答（健康推進）　177 ページの骨髄提供者助成事業補助金について対前年度の削減という内容につきましては、骨髄提供者と事業者分のそれぞれ１名分の枠取りということで昨年度までは１年間分、今年度で１名分の枠取り１か月分という形になっております。

若年がん患者在宅療養支援事業補助金につきましても同様に対象者１人につき一月当たり５万 4,000 円が上限となっておりますので１年分から１か月分の枠取りに変更させていただいております。

そして、同じく 177 ページの不妊治療の関係で少子化対策につながるのかというところの御質問につきましては、生殖医療の助成事業が少子化対策につながる理由はいくつかあるのかなと思っております。まずは今回のように経済的負担の軽減で、一般的に生殖補助医療というのは体外受精とか顕微授精とか高額で多くの夫婦にとりまして経済的なハードルとなっていると思われます。また助成によって費用負担が軽減されることで不妊治療を受けやすくなって子供を持つ選択をする人が増えてくるのかなと思っております。それに加えて最近では晩婚化等も進んでおりまして、自然妊娠が難しくなる年齢での出産希望者も増えております。先日の新聞でも、出生者の１割が生殖補助医療を使っているというようなことの報道もございました。

あと一度不妊治療を受けられた方が一子でも妊娠・出産等につながれば、そのまま第２子、第３子のほうにもつながっていくのかなというところで少子化対策の有効な手段の一つになっていると思います。実際に生殖補助医療の治療費につきましては、採卵とか受精、移植など治療の範囲によって大きく異なってまいりますが、一医療機関の資料を見ますと、医療適用になったことで体外受精が 16 万前後、顕微授精ですと 17 万前後ぐらいというのが載っておりました。

あと、１回ということは３か月１クールという形で見込んでおりますので、おおむね３か月程度と考えております。

近隣市の一般不妊治療の状況ですが、一般不妊治療と生殖補助医療の両方を行っておりますのは、碧南、西尾、安城市がございました。

問（13）　不妊治療の助成事業ですけど、財源のところが答弁漏れだったので、後で結構ですのでお願いいたします。

179 ページの負担金の予防接種健康被害給付費負担金、これ新たに計上されてるんです

けど、これは基本的に国が 10 分の 10 負担するので、これ市を通さないと、そういう仕組みなんですかね。多分 10 分の 10 下りてくるのか、そのあたりの確認をしたいと思います。

それからその下の妊娠出産包括支援事業の産後ケアサービス業務委託料の増の理由。

それからその下の妊産婦・乳児健診診査費、こちらが約倍ぐらいになってるんですけど、これについても教えてください。

答（健康推進）　先ほどの不妊治療費の関係での予算につきまして、現時点では国等の国庫補助金のメニューが示されておりませんので一般財源で予算計上しておりますが、こちらにつきましては他の事業の見直しをして事業費を捻出しております。

179 ページの予防接種健康被害給付費負担金の 50 万 4,000 円の御質問ございましたが、こちらは予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、健康被害が接種によるものと厚生労働大臣が認定した方に対して医療費や医療手当を市から給付するものとなりますのでこちらで予算計上しておりますが、この給付は全額国庫負担金の対象となりますので歳入のほうでも計上しております。

産後ケアサービスにつきましては平成 27 年度から本市におきましては実施しておりますが、入院による母体の休養や母子のケアを行ってまいりましたが、より出産直後の母子等が利用しやすいように病院または助産所による従来からの宿泊型、日帰り型に加えまして訪問型、アウトリーチ型のほうを追加したことによって利用が増えております。

妊産婦・乳児健康診査費の増額につきましては、新たに１か月健診が補助対象メニューの事業等に加えられましたので、こちらが増えて参りました。

問（13）　１か月健診っていうのは今まで多分出産された方っていうのは病院で１か月健診をされてたんですけど、これは制度が変わったっていうか何か変わったっていうことなんですかね、その辺がよく分からないので教えていただきたいのと。

あとその下の３目、地域医療振興事業の災害時備蓄品管理業務委託料、増額になった理由についてお聞かせください。

それから 181 ページ、環境保全推進費、カーボンニュートラル推進支援補助金の減の理由。

それからその下の上水道費で新たに水道事業会計繰出金ということで計上してきた理由についても教えてください。

委員長　増減理由につきましては簡明にお答えください。

答（健康推進　主幹）　１か月検診につきましては元来からやっておりましたが、国庫補助金の対象になったことで内容等精度が上がっておりますのでこちらのほうで上げております。

答（健康推進）　179 ページの災害時備蓄品管理業務委託料につきましては、事業自体期限切れを迎える薬品の補充、それから薬品等を適切に管理していただくための委託料にはなるんですが、医薬品単価の高騰とか医薬品の最小ロットのほうが個包装から 100 個単位とかそういった形になってまいりましたので、そういったところと医薬材料費が前年よりも多く高額になったところが委託料の増加になっております。

答（経済環境）　カーボンニュートラル推進支援補助金が前年度に比べ減少した理由でございますけども、本制度につきましては今年度スタートした補助制度でございまして、予算につきましては本年 10 月現在の実績と今後の見込みというところを考慮して予算計上をさせていただいてございます。

問（13）　答弁漏れがございますので答弁漏れをお願いしたいのと。

183 ページの４款２項１目の委託料の一般廃棄物収集運搬及び資源ごみ分別収集運搬業務委託料。これ昨年度と全く同額なんですけど、人件費上がってるのにこれなぜ同額でできるのかなっていうのが逆に不思議で教えていただきたいのと。

あと不燃物搬入ごみ運搬業務委託料が減になっておりますので減の理由。

それから予防接種委託料がなくなってるんですよね。こちらの理由も併せてお願いしたいと思います。

答（都市政策部）　答弁漏れということで水道事業繰出金の事業会計補助金につきましては、水道事業会計の歳入のところで改めて御質問いただければと思います。

答（経済環境）　まず一般廃棄物収集運搬及び資源ごみ分別収集運搬業務委託料でございますが、業者と協議をした結果、増額という形でございます。

予防接種の委託料でございますけれども、職員で既に予防接種を受けておりましたので来年度予算については計上してございません。

不燃物搬入場ごみ運搬業務委託料の減でございますけども、過去の実績を基に算出しておりまして土砂とか瓦礫の排出量の減少が主な要因となっております。

問（13）　ここの土地借地料は立正寺南のところなのかっていうことと、それに伴う増の理由。

それから庁用器具費もなくなってるんですけど、それの理由と。

あと衣浦衛生組合の分担金が逆に減になってるんですけど、こちらの理由をお願いいたします。

委員長　簡潔明瞭にお願いいたします。

答（経済環境）　まず土地の借地料でございますけども、土地所有者の意向により固定資産税課税標準額の４％から６％に変更したものでございます。

後の質問につきましては後ほどお答えさせていただきます。

答（市民部）　衣浦衛生組合の分担金が減になっている理由は、衛生組合のほうでごみの手数料等々の見直しが図られるということで、そういうことを勘案して今回の衣浦衛生組合から提示された金額がこの金額になったということでございます。

問（13）　先ほど廃棄物処理施設整備構想検討負担金について御説明いただいたんですけど、検討委員会の開催に伴う、まだ氏名は公表されてないのかもしれないんですけど、どういった方を考えられてる…

委員長　倉田委員に注意申し上げます。検討委員会の中身に入っておりますのでこちら負担金についての質疑をお願いいたします。

問（13）　負担金の中で検討委員会のお金が入ってるっていう…

委員長　こちらこの先の話になりますので質問を変えてください。

問（13）　ほかの方も先の話をされていたのでお願いしたいと思います。

委員長　答弁願います。答えられる範囲で結構です。委員会の中身の話になりますので。

答（経済環境）　まず先ほどの御質問の中の機械装置の関係でございますが、これをなくした理由でございますけれども、本年度、監視カメラのほうを購入して現在運用してございます。よって来年度につきましてはその運用で対応していこうということで計上してございません。

あと検討委員会の御質問でございますが、先ほどの答弁と同じでございます。

委員長　ほかに。

質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、４款の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩　午前 11 時 9 分

再開　午前 11 時 19 分

委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

５款　労働費

委員長　質疑を行います。

質　疑　な　し

委員長　ほかに質疑もないようですので、５款の質疑を打ち切ります。

６款　農林水産業費

委員長　質疑を許します。

問（13）　185 ページ、６款１項１目、委員等報酬が減額となっている理由についてお答えください。

187 ページ、３目、土地改良事業の委託料それぞれ減額になっている理由、それから負担金の愛知県土地改良事業団体連合会負担金の大幅に減額されている理由についても教えてください。

189 ページ、同目の明治用水中筋草刈工事負担金の増の理由についても教えてください。

答（経済環境）　農業委員会委員の報酬が減額した理由でございますけども、予算につき

ましては過去の実績を基に算出しておりまして、農地転用の現地確認の件数の減少が主な要因となっております。

答（土木）　当初予算書 187 ページ、土地改良事業の多面的機能支払推進業務委託料の減でございますが、前年度行った業務が令和７年度はなくなったため減となっております。

続きまして農水路等維持・補修業務委託料でございますが、業務時間の見直しを行ったことにより減となっております。

続きまして愛知県土地改良事業団体連合会負担金でございますが、こちらは県営事業の事業費が減となったことにより大幅に減額となっております。

続きまして当初予算書 189 ページ、明治用水中井筋草刈工事負担金の大幅に増額となった理由といたしましては、事業量の増加及び負担割合の変更に伴い増額となっております。

委員長　ほかに。

質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、６款の質疑を打ち切ります。

７款　商工費

委員長　質疑を許します。

問（１）　それでは、当初予算書 193 ページ、７款１項４目、コミュニティ交通費についてお聞きしします。主要・新規事業ナンバー11、チョイソコたかはま。このコミュニティ交通については私どもの市政クラブから幾度か提言させていただきまして、昨年 10 月より実証運行が始まったということについて非常に喜ばしく思っております。

そこで運行が始まってはいるんですが、今までどのような状況になっているのか、運行状況はどうなのかということをまずお聞かせください。

答（経済環境）　チョイソコたかはまの現在の運行状況でございますけども、本年２月末時点の利用者の登録件数、１日当たりの平均乗降者数、停留所の数についてお答えさせていただきます。

まず利用者の登録件数につきましては、2,514 人、1 日当たりの平均乗降者数は 45.8 人で、この人数につきましては実施前の 25.9 人と比べますと増加傾向という形になっております。あと停留所の数は、211 か所となっております。

問（1）　大幅に増えて、より使いやすくなったのかなというふうに思います。今年のスケジュールで見ますと、来年７年度は実証運行１年間行うということになっておりますが、当然本格運行を目指しているとは思うんですけれども、いつ頃本格運行に移行していこうかと考えがあればお知らせください。

答（経済環境）　チョイソコたかはまの更なる利便性の向上に向け、今年の５月に利用者アンケートを実施いたしまして、このアンケートの結果と運行の分析結果を踏まえて、利用者ニーズに合わせた改善や検証を行うため、来年度も引き続き実証運行を継続したいと考えております。

そのため、来年度予算につきましては、実証運行にかかる費用となっております。なお、この改善検証を繰り返した後に本運行のほうに切り替えてまいりたいというふうに考えております。

問（12）　コミュニティバス運行事業についてなんですけど、先ほど１日の乗降者数があったんですけど、今考えられる現状の課題についてお願いしたいのと。あと昼の時間帯に予約をしようとしたら１時間ほど待たなければいけないという話を聞いてるんですが、こうした待ち時間の解消に対する考えをお願いしたいと思います。

答（経済環境）　課題につきましては様々な利用者の声もお聞きしてございますが、今年にやる利用者アンケートの中で的確に利用者の考えておられる課題であったりを把握していきたいというふうに考えております。

あと待ち時間につきましては、システム事業者と常に情報共有し、いろいろ改善に向けた話し合いをしてございます。

答（市民部）　待ち時間の話ですけれども、おおむね９割以上の方が 19 分以内に乗れているというデータがありますので、一部の人にそういうことがあるかも分かりませんが大きな課題にはなってないというふうに我々は捉えております。

問（13）　まず商工総務費で一般の職員が１名増となっておりますので理由についてお聞かせいただきたいのと。

今のチョイソコの話なんですけど私のところ一番長くて２時間から３時間予約がその後しか取れませんよっていう話で、いわゆる今９割ぐらいは取れたっていう話なんですけど、予約をしたんだけど諦めたっていう所が結構私のところに声が届いていて、そういう方の人数は今言われた１割に入ってるのか入ってないのかよく分からないんですけど、そのあたりの人数も多分運行業者とのやり取りで把握できると思うんですけど、そのあたりは把握されている…

委員長　倉田委員ちょっとお聞きしたいんですけど、今結構お声が入ってるっていう、今数字を答える場面なんでそこをちょっとお示しいただけますか。私のところに結構待ち時間に関する話がきてるって言われましたけどどれぐらい入ってみるんですか。

問（13）　10 件ぐらいは入ってますけど、それで結局諦めて病院の先生に送ってもらおうかっていう話とかいろいろ話が届いてるもんですから、それについていわゆる今の１割に入っているのか、もしくはそれは入っていなくてっていうところなのかっていうところと。昼に１台しか動かないというところで予約が取れないっていう話があるもんですから、その辺の改善についてはどうなのかっていうところについて教えてください。

答（秘書人事）　人事管理事業の昨年度と比較して１名増の理由でございますが、経済環境グループの現状配置による増でございます。

答（市民部）　希望時間と予約確定時の時間の差異の話をしておりますので、基本的には希望された時間と実際乗られた時間との差異が 19 分以内で９割以上は予約できているという事実と、昼間の諦めた方がという話を先ほどお聞きしましたけれども、我々の耳にはコールセンターからもほぼ諦めた方は、今多少はいるでしょうけれどもほとんど見えないというふうに、うまく円滑に運営がされているというふうにお聞きしております。

委員長　ほかに。

委員長　ほかに質疑もないようですので、７款の質疑を打ち切ります。

８款　土木費

委員長　質疑を許します。

問（13）　８款２項１目、195 ページの廃棄物処理手数料、こちらの方新たに計上された理由についてお聞かせください。

197 ページの同目、植栽維持管理業務委託料と稗田川関連環境整備業務委託料の減の理由。それから路面下空洞調査業務委託料の令和７年度の内容について教えてください。

答（土木）　まず初めに当初予算書 195 ページの廃棄物処理手数料は新たに計上しておるもので、道路、水路の清掃で発生した産業廃棄物の処理費用となります。

続きまして当初予算書 197 ページ、植栽維持管理業務委託料の増額の理由は、人件費が上昇していることによる増となっております。（後述訂正あり）

続きまして稗田川関連環境整備業務委託料は、県の単価を参考にしまして再設計したところ、人件費等が下がったことによる減となっております。

続きまして、路面下空洞調査業務委託料でございますが、令和７年と８年にかけまして２級市道約 20 キロ、15 路線を調査する予定となっております。

問（13）　植栽維持管理業務委託料は減になってないかなと思うんですけど私の見間違いですかね。

あと、その下の道水路等清掃業務委託料が新たに計上されているのでそちらも併せて教えてください。

答（土木）　197 ページの植栽維持管理業務委託料でございます。こちら減額となっておりまして、業務内容を大幅に見直したことによりまして維持管理費の削減を図ったものでございます。

続きまして道水路等清掃業務委託料でございます。こちらも新たに計上しているもので、道路、水路の清掃等を行い、産業廃棄物の収集運搬を行うものとなっております。

問（13）　その下の道路橋りょう修繕工事費の減の内容。それから 201 ページの８款３項１目、急傾斜地崩壊対策事業費負担金の令和７年度の内容と、負担金ということなので 10 分の 10、国とかの交付金とか補助金とかそういったかものであてがわれるものなんでしょうか。

答（土木）　まず初めに 197 ページ、道路橋りょう修繕工事費は、令和７年度は市道碧南高浜線、二池町地内の舗装修繕工事と市道吉浜高取線で湯山町地内の舗装修繕工事を予定しております。

続きまして急傾斜地崩壊対策事業費負担金でございます。令和７年度は地質調査と予備設計を予定しております。負担割合でございますが、県が工事を施工しまして県が９割、市が１割負担となっております。

問（13）　８款５項１目の 201 ページの職員は逆に増となっておりますので増の理由。

205 ページ、公園緑化費、４目公園等用地借地料の減の理由と。それからその下の工事請負費の公園等整備工事費がどこで、どのような内容なのかっていうところについて教えてください。

答（秘書人事）　201 ページ、８款５項１目、人事管理事業の一般職給１名増の理由でございますが、新たに建築職を１名採用しましたのでそちらの理由となります。

答（土木）　205 ページの公園等用地借地料の減の理由でございますが、こちらは令和７年度から吉浜駅のトイレの借地料を道水路維持管理事業のほうに計上したことによる減でございます。

続きまして、公園等整備工事費でございます。令和７年度は大山緑地の公園整備、複合遊具の更新を行うのと、外淵公園、吉久伝公園の照明灯の設置工事を行います。

問（13）　207 ページ、８款７項１目、補助金の上３つが増額になった理由。

それから 209 ページ、２目、自転車用ヘルメット購入費補助金も減の理由についてお願いします。

答（都市計画）　207 ページ、木造住宅耐震改修費補助金でございます。令和５年度で１件しかなくて、令和６年度で４件の申請があったものですから、そういった伸びを考慮しまして増額とさせていただきました。

それから耐震シェルター等設置費補助金につきましても、今年度２件の申請がございましたので、その実績に伴いまして増額とさせていただいております。

すいません、シェルターとベッドが同じ申請となりますのでこちらが２件っていうふうになっておりました。

答（防災防犯）　209 ページ、交通安全指導啓発事業の自転車用ヘルメット購入費補助金が減額になっている理由でございます。まずもって令和６年度当初予算では 560 人分ということで 112 万円の予算計上させていただいております。令和７年度につきましては、今年度の実績等を踏まえ 350 人分ということで 70 万円の計上とさせていただいております。

問（13）　先ほどの８款７項１目の補助金ですけど、増えたとはいえ非常に少ないんですけど、これやっぱりなかなか皆さん周知されてないかなと思うんですけど、周知方法を変えるとか今後何か検討課題とかありましたらお願いします。

答（都市計画）　昨年４月の納税通知に補助金ですとか診断等のＰＲチラシを納付書全てに配布させていただいて周知を行っており、その結果、４月、５月のときにはそういった相談件数は一時的に上がりましたが、その後低迷しておりますので今年も同様に納税通知にそういった形のＰＲ等を図っていき、またホームページ等での周知も図っていきたいというふうに考えております。

委員長　ほかに。

　質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、８款の質疑を打ち切ります。

９款　消防費

委員長　質疑を許します。

問（13）　９款１項１目、機械器具費が新たに計上されている理由、内容について教えてください。

答（防災防犯）　消防費の機械器具費 77 万円でございますが、歳入のほうでも御説明をさせていただきましたが、消防団のほうで移動式ファンのミスト発生機を購入させていただくということで 77 万円を計上しております。

委員長　ほかに。

　質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、９款の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩　午前 11 時 42 分

再開　午後　1 時 00 分

委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

10 款　教育費

委員長　質疑を許します。

問（10）　10 款２項、３項、４項に関わってくる小学校、中学校のそれぞれ給食運営事業、幼稚園もそうですね。それから給食費の公会計化ということで主要新規の 12 についてお尋ねをしたいと思います。

まず、公会計化に対して、これも非常に行政負担というのが大きくなるということは一つ心配されるということと。それから徴収の仕方とかいろいろと変わってくると思うんですけれども、短期間の中でいかに保護者のほうにそれを周知していくか。そういった問題等あると思いますけども、その辺のところ、もう既に手かけて見えると思いますが、どのような形で進んでいるでしょうか。

答（学校経営）　公会計化によりまして、やはりまず一番保護者や学校に負担を増やさないというところに焦点を当てて考えさせていただきました。

公会計化によりまして、保護者が直接市に納付する場合、改めて振込依頼書を保護者に書いてもらってまたこちらに提出してもらうという必要性があること、あるいは学校のほうは給食費以外に教材費とか学校徴収金がありますが、給食費と教材費等の学校徴収金の支払先が異なってしまうという場合などは、やはり公会計化によって保護者の方々に大きな負担をかけてしまうことになると考えます。

そのため、公会計化に当たりまして、市と学校との事務手続の負担や保護者の手続変更に伴う負担を極力増やさないようにするために、まず現状と変わらず保護者が学校に一時的に給食費を支払っていただき、現在の仕組みを存続させていくということで公会計化に踏み出していきたいと。とは言いつつも、ガイドラインの示す完全な公会計化とはまた違いますので段階的な移行に向けて検討を今後も進めていきたいと考えております。

問（10）　それはもう言いましたけども、とにかくそれぞれ負担が増えるかなということでは、これまたミスにつながったりいろんなことにつながりますので、そこについてはしっかりと対応していただきたいなということを一つ思うことと。

それから、今回この主要新規のほうを見ますと、国の物価高騰重点支援地方創生臨時交付金というものを使って現行少し上がってしまっている給食費にそれを充当するということが読み取れるんですけれども、これは一時的な交付金があるということで、これに充てるということは、他市でもやられてるところがあるとは聞いてますけども、この交付金がなくなった場合、結局それはまた行政側でそれを見ていくような考え方があっての今回の交付金の充当なのか。あるいは今回限りでとりあえず皆さん方、１年に関しては何とかこれで少し負担が減るということでの考えなのか。今のところではどちらか決まってるところがあればお聞かせいただきたいんですけども。

答（学校経営）　令和７年度限り給食費を軽減させていただきたいと考えております。

ただ、公会計に伴いますメリットとしまして、今まで学校ごとに食材費等を購入していたわけですが、これから市単位での入札において幾分か食材費のほうが安く仕入れることができるかもしれません。そういった状況も今後注視していきながら適正な給食費の設定に努めてまいりたいと考えております。

問（10）　今、答弁されたように、メニューの一本化ということはここにも書いてあるんですけれども、自校方式で高浜はそれぞれの学校の特色を出しながらおいしい給食を今まで食しているということは、これ一つの自慢であったというふうに思うんですけれども、各校で作ることは変わらないかもしれないですけども、メニューの統一化ということによって、それぞれの個性が損なわれるようなことがあるんではないかという懸念、これが一つあるのと。

それから、それぞれの学校が賄い食材をそれぞれ仕入れをしておったというふうに理解しておるんですけれども、それを一本化することによって今まで給食というところに対して市内業者でお付き合いができたところが量が多くなるがゆえに、それが自分たちがお付き合いができなくなってしまう業者さんをつくったりだとか。それから半加工品みたいなもの、そういったものを作って納めてるところなんかは、例えばそれのための人件費、人材の確保、そういったものをもう早く動かなければ入札にも参加ができないんじゃないか

という懸念もあるというふうに、これ他市の例ですけども伺ったことがあります。そういったところの懸念を払拭させる。先ほど言ったように行政とか保護者だとか学校だとかの負担を減らすのはもちろんなんですけども、給食にはその賄い材料を納めてくれる業者さんとか、地産地消で言うならば、それを作られている方々、そういった方々にも迷惑のかからないやり方っていうものをきちんと模索しなきゃいけないと思うんですけども。１年限りでっていうわけじゃないですよね。公会計でやってくってことは賄い材料の数はずっとこの方式でやっていくわけですから、そこのところをどうお考えになっているのか、お聞かせいただければと思います。

答（学校経営）　まず一つ目の自校方式の個性がなくなるのではないかという御質問でございます。メニューの統一化によりまして、確かに全小中学校でメニューは統一化されるんですが、これまで自校で１人の学校栄養教諭がメニューを作成しておったんですが、これから市内の栄養教諭が集まってメニューのほうを検討することが可能になってまいります。そうした時に、これまで１人では発想できなかったメニューの献立が新たに生まれてくるという期待も我々はしております。そういった面で統一化と言いつつも、栄養教諭が集まって知恵を絞ったメニューが今後生まれてくるんではないかと期待しております。

それから、賄い材料の件でございますが、当然、市内業者を中心に今後も発注をかけていきたいという考えを持っております。これまで学校のほうでお世話になってきた市内の事業者さんに、もう既にお声を掛けながら入札に参加していただくような働きかけはさせていただいているところでございます。

半加工品等につきましては、一年を通じた契約ということではなくて期間を絞ってそれぞれ入札を行っていくという形で進めてまいりたいと思っております。そういったことで市内業者さんにあまり過度な負担がかからないようなことは考えていきたいと思っております。

問（10）　もう来月から始まってしまうことなんで取り急いでお願いをしたいと思いますけれども、最終的に公会計方式っていうのが良かったんだという形が目に見えるようにしていただきたいということと、それから、再来年度ぐらいから、例えば小学校の給食費無償化というような国のほうで議論を始めるみたいなことも今出ております。そういったところの情報もしっかり取りながら、今後、柔軟な対応ができるようなシステムをきちんと

構築をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

問（５）　主要新規事業から２件お伺いします。まずナンバー16の中学校屋内運動場空調設備等整備工事設計業務委託についてですが、昨年 12 月臨時国会におきまして小中学校体育館への空調設備を加速させるため補正予算が可決されたことを基に今回の計画等を考えるのですが、屋内運動場に空調設備を設置するということで予算的に大丈夫なのか。そして主要新規事業 28 ページ、財源内訳の中で国庫支出金がゼロとなっていますが、この国の交付金の活用をしないのか。そして、なぜ中学校から屋内運動場の空調設備を設置していくのかについて、まずお聞かせください。

答（学校経営）　まず予算的に大丈夫なのかという御質問でございます。予算の計上に当たりましては、財務グループと調整した上で予算のほうを計上させていただいております。

また国の補助金のお話もいただきましたが、屋内運動場への空調設置に対しましては、昨年末に学校施設環境改善交付金というものにおきまして特例交付金が創設されております。これまで補助率が２分の１とされる期間が令和７年度までとされておりましたが、これが昨年度末に令和 15 年度まで延長されるということに変わっております。あわせて体育館の平米単価のかさ上げがされております。これまでの単価よりも平米単価が上がっているということです。また交付要件とされております断熱工事につきましては、空調設備の設置工事と合わせて行わなくても、この特例交付金の期限である令和 15 年度までに実施することであれば補助の対象に認めるということとなっております。

厳しい財政状況ではあるんですが、こういった国の交付金を活用しながら、市の持ち出しの削減にも努めてまいりたいと考えております。

それから、国庫支出金を使わないのはなぜかということでございます。学校施設環境改善交付金でございますが、実際の工事の実施に合わせて申請を行っていく制度となっております。工事の実施前年までに行われました実施設計の業務もこの対象になるというふうにされておりますので、工事実施の年度に合わせて申請をしてまいりたいと考えております。

それから、なぜ中学校から行うのかという御質問でございますが、これも議案説明会でも申し上げさせていただいたんですが、ここ数年、県内の平均気温が上昇を続けるとともに 35 度以上の猛暑日の日数も増加している状況の中、中学校においては夏季における屋

内運動場を使用した体育の授業、あるいは部活動にも影響が出ていっているという状況であることを考えまして、まず中学校の屋内運動場への空調設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

問（５）　続きまして、主要新規ナンバー19 の瓦製鯱修繕業務委託についてですけども、この 263 万円での修繕内容をお聞かせください。

答（文化スポーツ）　主要新規事業ナンバー19、瓦製鯱修繕業務委託の修繕内容という御質問でございますけれども、この瓦製の鯱は一体当たり 36 のパーツを組み合わせて製作しております。鯱という形状からひれと胴体を組み合わせるのに金具で固定しているんですが、やはりちょっと 30 年経過してきたというところで鯱の胴体とそのひれをつなぐ金具の周囲の部分の瓦に少しひびが入っているというところがございますので、改めてちょっとひれのパーツを造り直す予定をしております。

それから、正面玄関で二対ありますが、向かって右側、雄のほうの鯱の前歯が欠けておりますので、その前歯の欠けを直すということで作り直しをいたします。新たにパーツを造り直しますと 30 年前に作った部分と少し色の差が出るというところが考えられますので、色の差が出ないように全体に吹きつけをして美観を保つというようなところが予定をされております。

問（14）　233 ページ、工事請負費で春日庵トイレ柱腐食修繕等工事費の内容と、それから春日庵排水路改修工事費 41 万 3,000 円の内容をお聞かせください。

それから、237 ページ、美術館・図書館管理運営事業で、美術館が開館 30 周年、瓦の鯱の修理なんかはその 30 年のオープンに記念してやりたいとかいうような話もありましたけれども、今回の美術館の予算を見てみますと、そんなに前回と比べて多くなっているところはありませんので、美術館の開館 30 周年、それから図書館のリニューアルオープンから１周年、そういった記念の年でもありますので、その辺のところの記念事業や何かについてはどのような考え方をしているのか、お答えいただきたい。

それから、美術館運営事業の修繕料が 50 万円計上しておりますけれども、この修繕料の 50 万円の内容。

それから、南外壁改修工事実施設計業務委託料が 113 万 1,000 円ありますけれども、これがなぜ計上されたのかの理由。

それから、かなり年数たってますので、給排水設備修繕工事費が 428 万 6,000 円。それから非常用放送設備等更新工事費が 599 万 3,000 円計上されておりますけれども、この内容。

それから、文化財保護事業の事業費 117 万 4,000 円計上されておりますけれども、文化財保護事業としては、文化財の指定だとか、それから田戸町に昔だるま窯があって、これが有形文化財に指定されたと思いますけれども、それが今現在どうなってるかとか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

答（文化スポーツ）　予算書 233 ページ、春日庵トイレ柱腐食修繕工事費の内容でございますけれども、春日庵の屋外にトイレの柱の根本が少し腐食をしているというところで、すぐに危険性があるということではありませんが、その進行を防ぐために、銅板で根巻きを行うという内容でございます。

続いて、春日庵排水路改修工事費でございますけれども、現在、春日庵の敷地から流れてくる雨水を受ける排水というのが、本来であれば春日庵の敷地内にあるべきところなんですが、お借りしてる駐車場の敷地の中にあるという状態でございますので、それを是正するために春日庵の敷地の中に移設をするというところでございます。

続いて、予算書 237 ページ、美術館・図書館管理運営事業につきまして、30 周年に向けての事業ということで、これは過日の一般質問のところで企画展、あるいは図書事業について重点的に取り組む内容をお答えしたとおりでございます。

それから、修繕費の 50 万円については、今現在決まった内容ということがあるわけではありませんが、急に修理が必要といったときに対応できるようにということで予算計上をしております。

続いて、南外壁改修工事実施設計業務委託料でございますけれども、これも過日の総括質疑の中で３月補正予算の答弁の中で少し申し上げましたが、下地材のところにアスベストが含まれるということが分かりましたので、改めてその改修を行うに当たり業者に設計業務を委託するというものでございます。

続いて、給排水設備修繕工事費でございますけれども、こちらについては汚水槽のポンプですけれども、竣工以来、一度も更新していないということで、２台ありますけれども、現在１台が不具合が出ているという状態でございますので、それを更新するというもので

ございます。

それから、非常用放送設備等更新工事費ですけれども、館内で火災が発生した場合に放送が入ったり、避難誘導を行うための設備ということですが、こちらも開館以来、一度も更新していないというところがありますので、これを更新してまいります。

最後に、文化財保護事業について、だるま窯が今どうなっているかということでございますけれども、現在も有形民俗文化財に指定をされておりますので文化財の維持に努めております。

問（14）　田戸のだるま窯のところも道路やなんかが今できておるわけですけれども、非常に地主の方も苦労して見えるみたいで、ぜひ、ああいったものはきちっと市のほうで維持管理をしていただきたい。

それから、先ほどいろいろと修繕や何かを事前的にやるとかいう話が出ておりますけれども、僕以前からくどいぐらい言っておるんですけれども、図書館の本館のところは雨漏りをしてるわけですね。そこのところは状況を見るということで、その後、どのようなことをやるかということも全然聞いておりませんし、あのまま放置をして雨漏りしておっても支障がないというそういう考え方かどうかお伺いします。

答（文化スポーツ）　だるま窯については、こちらは市の所有ではなくて所有者がおられるというところで文化財のまず維持管理の一義的に行っていただくのは所有者の方というところでございますので、そちらの方の支援を行ってまいりたいと思います。

それから、附属施設の雨漏りについても、これ過日の一般質問でお答えしたとおりでございます。

問（１）　まず一点目が 10 款２項３目学校建設費、主要新規のナンバー13、吉浜小学校長寿命化改良工事等、ナンバー14、港小学校長寿命化改良工事等についてお聞かせください。

まず、吉浜小学校の改良工事が３年目を迎えるに当たりまして、７年度で全て工事が完了するというふうにお伺いしておりますが、今までちゃんと進捗状況が遅れもなく行われてしっかり７年度中に完了できるのかどうかということ。

続いて、港小学校のほうは反対に７年度から工事が始まる。７年度は屋内運動場及び仮設校舎を建設していくということをお聞きしておりますけれども、体育館の工事、また仮

設校舎が建設されることによる児童への影響というか、授業スケジュール、カリキュラムへの影響等がどの程度あるのかということをお聞かせください。

答（学校経営）　まず御質問の一つ目、吉浜小学校長寿命化改良工事の進捗状況でございますが、これまで５年度、６年度と進めてまいりまして当初の計画どおり進めさせていただいておりまして、今年度、当然、安全には十分注意しながら工事を進めてまいりますが、予定どおり完了する見込みで考えております。

それから、港小学校長寿命化改良工事でございます。体育館の工事や仮設校舎に伴う児童への影響という御質問でございますが、こちらは港小学校体育館の床面の張り替え等が中心となってまいります。当然、少なからず授業のほうには影響が出ると考えておりますが、極力、体育館を使わなくてもいいような時期にそういった工事を集中させたりしながら、また先生方にもカリキュラムの調整等に御協力いただきながら進めてまいる予定でおります。

仮設校舎の建設につきましても、運動場に建てるわけですので、子供たちに万が一のことがあってはいけませんので、しっかりと安全対策に気を使った上で確実に着実に工事を進めてまいりたいと考えております。

問（１）　しっかり進めていただきたいと思っております。続いて、10款３項１目中学校の中学校屋内運動場空調設備等整備工事設計業務委託料、７年度に実施設計を行って８年度の工事に向けてということで８年度から工事が入ると思います。これ実施設計及び本工事が行うことによっての授業カリキュラム、部活動など生徒への影響等はどの程度考えておられるのかお聞かせください。

答（学校経営）　中学校の空調設備の設計に関して御質問をいただきました。こちらも学校側としっかりと連携を図りながら、令和７年度に設計業務を進めてまいります。その設計の段階で、カリキュラムに影響を与えることが最小限となるようにしっかりと学校とも協議しながら、実際に工事に入りました際は、授業や部活動への影響を極力抑えられるように取り組みながら工事のほうを進めてまいりたいと考えております。

問（１）　もう一点、今度は主要新規17、南中学校外壁等改修工事です。外壁改修工事ということで外壁というとアスベストがという話をよく聞くんですが、アスベストへの対策というのは入っているのかどうかということを聞かせください。

答（学校経営）　南中学校外壁等改修工事でございますが、令和６年度に予算をお認めいただき設計のほうをさせていただきました。この設計に当たりましてアスベストの調査も行っておりますが、南中学校の外壁につきましてはアスベストの含有はなかったという報告を受けておりますので、計画どおり工事のほうは進めてまいりたいと考えております。

問（12）　まず一つ目、予算書 215 ページ、10 款１項３目、３児童生徒健全育成事業に関して、資料要求の資料 10 の不登校出現率を見ると令和６年度は１月末での数値で、あと令和３年の数値はここには記載されてないんですが、令和３年度から５年度で見ますと、小学校では年々増加傾向、中学校では令和４年度にぐっと増えて、昨年度は少し減っているといった状況です。こうした状況に対する原因、改善に向けた対応について、小学校と中学校それぞれどのように考えているのかについてお聞かせください。

２つ目、同じく児童生徒健全育成事業について、いじめの重大事態の件に関しまして教育委員会に６月に答申がなされたとのことなんですが、その後、現在までのこの当該児童の状況、保護者との話がどのようになっているのかについてお願いします。

３つ目、予算書 222 ページ 10 款３項中学校費に関しまして、自衛隊から教育委員会を通じて、中学校長に職場体験の案内が送られたりする自治体があると聞いているんですが、高浜市でこうしたことがあるのかどうか。また職場体験で自衛隊に行くことがあるのかどうかお聞かせください。

答（学校経営　主幹）　初めに不登校に関するものです。原因につきましては、個々の背景、要因が本人、家庭、学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っておりますので、これといった原因を特定することは非常に難しいことでございます。それでも、やはり新たな一人を生み出さないということで、その対応ですが、やはりこれまで取り組んできたことでもありますけども、わかる授業づくり、安心できる居場所づくり、共感的な人間関係づくりなど、とにかく新たな一人を生み出さないように全力で取り組んでまいります。

また、学級学校復帰に向けた支援体制の整備、そして不登校対策のそういった人的配置に取り組んでまいりたいと思っております。

重大事態の保護者、児童の様子のことでございますが、今は子供さんは登校できております。

すいません、ちょっと聞き漏らしておりますのでもう一度お願いできますか。

問（12）　当該児童は登校してるってことなんすけど、保護者との話がどうなっているのか。あともう一つ、中学校費に関して、自衛隊から教育委員会を通じて中学校長に職場体験の案内が送られたりする自治体もあるって聞いてるんですけど、そうしたのは高浜で行われているのかどうか。あと職場体験で自衛隊へ行くことがあるのかどうか。

答（教育長）　いじめ重大事態につきましては、公表されたこと以上のことは申し上げられませんのでお願いします。

答（学校経営　主幹）　学校に自衛隊の案内チラシがあるということはちょっとこちらではつかんでおりません。ただ、生徒が自衛隊に行くかということにつきましては、数年前は生徒がやりたいという希望を出した生徒がありまして、それを事業所につなげて参加した年もあります。

問（12）　不登校の話なんですけど、いろいろ対応を取られてるってことなんですけど、小学校では毎年 1.0 ずつ増加しているといった状況なんですが、対応をまた改めて何か考える必要があるのかどうかというところをお願いしたいと思います。

答（学校経営　主幹）　新たな対応ということでありますが、対応に必要な人員を確保して、少しでも個々に応じた細やかな対応ができるように、担任だけでなく新たな人員を確保して対応できるように進めてまいりたいと思います。

問（12）　次に、予算書 233 ページ、10 款５項２目、３生涯学習施設管理運営事業、地域交流施設維持管理業務委託料ですが、この対象施設がどこの施設なのかお願いしたいのと。

235 ページ、10 款５項３目、２生涯教育活動推進事業で高浜市 20 歳のつどい事業費補助金が令和５年度は 27 万円、今年度は 20 万円、来年度も 20 万円となっているんですが、下げられた理由についてお聞かせいただきたいのと。

237 ページ、10 款５項５目、１美術館・図書館管理運営事業について、現在のかわら美術館・図書館になってから月曜日と火曜日が休みとなったんですが市民の方からも週２日休みになったことに対して不満の声が聞いたりもするんですが、このような声を聞いているのかどうか。そうした声に対するお考えをお願いしたいと思います。

委員長　予算の増減、数字の増減につきまして、簡便に御答弁いただければ結構ですのでよろしくお願いします。

答（文化スポーツ）　予算書 233 ページ、地域交流施設維持管理業務ですけれども、予算

科目にあるとおり地域交流施設が対象ということでございます。

それから235ページの20歳のつどいの補助金の推移ということでございますけれども、令和５年度の予算額 27 万円という御指摘でございましたけども、実際の決算自体ちょっと今手元にございませんが主要施策成果説明書に載ってるかと思いますけれども、実際にはもっと少なかったというところで、実績を踏まえて予算計上をしているというところでございます。

それから３点目の美術館・図書館の指定管理料に関して、休館日の件でございますけれども、これも過日の一般質問の中で少し触れたことがあったかと思いますけれども、当然、休館日を減らしたり開館時間を延ばせばまた運営費がかかってくるというようなところがございますので、そういったバランスを取って現状の運営時間としております。

問（12）　主要新規事業ナンバー16の中学校維持管理事業について、近年、気温上昇で猛暑日の日数が増えて体育館への空調設備の設置は喫緊の課題だと思うんですが、まずは中学校からということなんですが小学校の設置の必要性の認識はあるけれども、まだ時期としての予定はないということでよかったかどうか。そして、屋内運動場、これ必要になってくると思うんですけど、碧海町にもある市立武道館についても検討されていくのかどうかについてもお願いできればと思います。

あと一つ、主要新規事業ナンバー15の小学校維持管理事業について、太陽光発電設備導入スケジュールに従って、高浜小学校に対して太陽光発電設備導入に向けて進んでいかれると思うんですが、中学校体育館への空調施設設置がされる予定なんですが、これに合わせて避難所ともなる中学校の体育館へも導入ができないものかと思うんですが、これについてのお考えをお願いします。

答（学校経営）　まず小学校屋内運動場への空調設備の設置という件でございますが、これまでも答弁は申し上げてきましたが、学校施設の老朽化が年々顕著になっている中、高浜市学校施設長寿命化計画に基づきまして、校舎の長寿命化工事やトイレ改修などに優先的に現在取り組んできておるところでございます。

小学校屋内運動場へのエアコン設置につきましても今後の重要課題であるとは考えておりますが、予算の厳しい状況の中ではございますので、庁内でも協議を重ねながら実施時期の検討を今後も進めてまいりたいと考えております。

中学校屋内運動場の空調設備の設置に合わせて太陽光発電等の設備も考えないのかという御質問でございますが、こちらにつきましても来年度行います実施設計の中でそのあたりの可能性につきましてもいろいろと取り組んでまいりたいと考えております。

答（文化スポーツ）　先ほど空調に関してということで当初予算に関連する御質問か分かりませんが、武道館についてということの御質問があったかと思いますが、現段階では考えておりません。

問（13）　10款1項1目、211ページ、学校委託事業講師謝礼ですけど、この委託先、委託内容についてお答えいただきたい。

213ページ、教育基本構想推進事業委託料についても委託先、内容について教えてください。

それから215ページ、教育指導事業の部活動指導謝礼が減になってる理由について教えてください。

それからいつも聞いてるんですけど、魅力ある学校づくり事業委託料、これ来年度どちらへ委託するのか教えてください。内容についても説明お願いします。

バス借上料、いわゆる市有の公有バスがなくなったっていうことで、どのようなときに利用されるのか教えてください。

委員長　ただいま、倉田委員から質疑のありました予算を伴う委託先につきましては、予算が議決されておりませんので答弁いただかなくても結構です。

そのほかの質疑について御答弁ください。

答（学校経営　主幹）　211ページ、学校委託事業に関しまして、教育基本構想に係る講師謝礼ということで、防災教育、マナー教育講座、キャリア教育といったような内容でございます。

部活動指導謝礼ですが、増加をしていると思うんですけど。

魅力ある学校づくり事業委託でございます。教職員の授業力を図ることを目的とした事業であります。主に学校が掲げる研究テーマについて授業力向上をやっておりますが、大学の先生を呼んだり自分たちの自主研修にかかる講師謝礼ということだったり、教材研究費に充てております。

答（学校経営）　バスの借上料につきまして、どういう場合に該当するのかという御質問

でございますが、こちらにつきましては、例えば部活動でいきますと、愛知県吹奏楽連盟や中部吹奏楽連盟の主催する大会など、体育活動におきましては、文部科学省や愛知県教育委員会などが主催する西三河大会以上の大会に参加する場合にこういったバスを借りて大会地へ向かいたいと考えております。

問（13）　部活動指導謝礼増の理由についてお答えがなかったのでお願いしたいと思います。

それから委託先については議決されてなくてもやはりその委託内容については、契約が正しいかは、もちろん入札するものについては入札が…

委員長　倉田委員に申し上げます。

委託先を決めるのも契約の一連の行為であります。ですので、議決前については業者が決まっているということは実際にはあり得ない話ですのでよろしくお願いいたします。

それと、もう一点注意申し上げます。質疑の際にはよく内容を確認して質疑をお願いいたします。先ほどから少し誤りが多いので御注意ください。

続けてください。

問（13）　215 ページ、児童生徒健全育成事業につきまして、いじめ問題対策委員会委員報酬で人数が減ってるんですよね。こちらの理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから 217 ページ、小学校維持管理事業の光熱水費なんですけど、たしか令和５年度から令和６年度にガタッと減っていて、これ新たな契約をしましたよということで減ったんですけど、また今年度減ってるんですよね。これ物価高騰の状況で減ってるっていうのがよく分からないのでそこの理由についてもお聞かせください。

答（教育長）　いじめ問題対策委員会の人数が３人ということは、これまでと同じ人数だと思います。減っているわけではありません。

答（学校経営）　217 ページ、小学校維持管理事業、光熱水費が減った理由でございます。こちら特に電気料金におきまして、今年１月から切り替わって新たな事業者の単価で令和５年下半期と令和６年上半期の実際に使用した量と単価で積算したところ、減額となったものでございます。

答（学校経営　主幹）　部活動謝礼の増額の背景ですが、地域連携推進に向けて外部指導

者の人数を増やしたということです。

問（13）　219 ページ、委託料についてお伺いします。高浜小学校等維持管理業務委託料があるんですけど、これ多分ＰＦＩなんでこれだけ別で上げられてるのかなと思うんですけど、ほかの学校についてはその上の９項目がいわゆる維持管理委託料っていう理解でいいのか、そこよく分からないので教えてください。もしそれであると、やはり高浜小学校はちょっと高いのかなと思いますので理由についても併せてお願いしたいと思います。

それから、小学校給食室清掃業務委託料についても約２倍ぐらいになってるんですけど、それの理由についてお聞かせいただきたいのと。あとこの給食室の清掃については市の積算なのか、それとも委託業者の見積りなのかどちらなのか教えてください。

それから、太陽光設備、主要新規のナンバー15。高浜小学校、高浜小学校地域交流施設、高浜児童センターにそれぞれ太陽光発電をつけるんですけど、高小のほうっていうのはもう既に今 20 ワットのがついてると思うんですよね。この 20 ワットのものについてはどうするのかっていうのと、何でこれ当時 20 ワットだけつけたのかなっていうのが、まだこの間つけたばっかりだと思うんですけど、そのあたりもよく分からないので教えてください。

答（学校経営）　小学校維持管理事業で高浜小学校等維持管理業務委託料と比べると、ほかの学校が少ないのではないかという御質問でございますが、まずこれまでも何度か御答弁させていただいておりますが、高浜小学校から事後保全から予防保全という考え方に基づきまして維持管理の部分も委託させていただいてるということが一つ大きな要因として上げられます。

あとその上の項目がほかの小学校に関するものかという御質問でございますが、それ以外にも例えば工事請負費のほうで小学校小規模工事費ということで、何か不具合が起こった際はこちらの工事費で修繕させていただいたりというようなことを取っておりますので、一概にこの高浜小学校等維持管理業務委託料の上の部分だけがほかの小学校に該当するかと言いますと、そうではないということでございます。

それから、小学校給食室清掃業務委託料が増額となっているという理由につきましては、事業者のほうから見積りを取って安いところで計上させていただいております。こちらにつきましては、小学校の給食室、換気フードやグリストラップの清掃を行う形となってお

ります。こちらについては、市の設計ではなく事業者の見積りの安いほうでやらせていただいております。

高浜小学校体育館の太陽光発電がなぜ 20 ワットなのかということでございますが、こちらも当時、事業者の提案を受けながら市と協議した上で決めております。

答（経済環境）　高浜小学校太陽光発電設備の件でございますが、まず現在 20 ワットの太陽光につきましては基本的にそのまま使う予定をしております。令和５年に導入可能性調査のほうを行った結果、さらに設置することが判明いたしましたので、今回その分を設置するものでございます。

問（13）　今の説明だと高小以外のところは予防保全ではないっていうことなんですかね、そこがよく分からなかったのと。あと小規模の改修工事が入っていないからってことなんですけど、今回だとちょっとどこに当たるのか、ほかのちょっと予算のところよく分からないので、今年度当たってるものがあれば教えてください。

それから、太陽光発電の高小の件なんですけど、これ何で 20 ワットだったのかなってのがよく分からないのでなぜかっていうところを知りたいと思います。

それから、その下の翼小学校中水用メーター取替工事費、吉浜小学校支障樹木伐採工事費、こちらは新規で上がっていますので理由についてお答えいただきたいのと。

答（学校経営）　まず高浜小学校以外の小学校は、なぜ予防保全ではないのかという質問でございますが、これまで事後保全で行ってきて老朽化していることが判明しておりますので、学校施設長寿命化計画に基づきまして計画的に長寿命化改良工事を進めているところでございます。

それから、小規模工事で来年度、工事を行うところっていうところでございますが、こちらのほうは今年度、昨年度の実績を基に予算のほうを組ませていただいております。今後、来年度、不具合が出てきたところを速やかに工事をするために予算計上させていただいております。

高浜小学校がなぜ 20 ワットなのかというところでございますが、先ほども申し上げましたが、事業者の提案と市との協議の中で 20 ワットを決めたということでございます。

それから、翼小学校中水用メーター取替工事費ということでございますが、こちらはメーターの更新時期を迎えたため取替えを行うというものでございます。

それから、吉浜小学校支障樹木伐採工事費というものでございますが、こちらは吉浜小学校西側の明治用水側に生えている樹木の枝が近隣の住宅のほうにかかりつつありますので、そういった樹木伐採を来年度かけて進めていきたいと考えております。

問（13）　太陽光発電なんですけど、今回、高小からつけていくってことなんですけど、高小はたしか72時間の蓄電池があるんですよね。災害時に72時間電気が使えるってことで、これほかの小学校にはついていません。やはりこれ太陽光っていうのは別で電気が来ない場合でもいわゆる電気が使えるっていう状況になるもんですから、そういう観点では高小じゃないところからつけないといけなかったんじゃないのかなと私は思うんですけど、そういう検証とかはされなかったのかどうかについてお伺いしたい。

あと小学校給食運営事業、主要新規 12 ページ、公会計のことです。私、先ほどの答弁聞いてびっくりしちゃったんですけど、これだともうガイドラインの公会計ではないなと思ったんですよね、文部科学省が。いわゆる一度学校で集めてそれをまた市会計のほうに入れるっていう状況だっていうふうに先ほどの答弁で理解したんですけど、それであると文部科学省が言っている学校給食の公会計っていうのは、教員の業務負担の軽減等に向けてっていうことで見込まれる効果の一番目が教員の業務負担の軽減になっているんですけど、今回の公会計には全然教員の業務負担軽減されないし、先ほどの答弁いくといわゆる未納者への対応っていうのは、結局、市ではなくて教職員になるっていうことでしょうか。そうなった場合は市会計に入れるんだけど、その場ではとりあえず今までと口座振替とかそういう入れるお金の場所は変わらないってことですか。ちょっとそこを確認したいと思います。

答（経済環境）　太陽光発電施設を高浜小学校の複合施設から設置を始める理由でございますけども、この高浜小学校と地域交流施設たかぴあ、高浜児童センター、この３施設に係る令和４年の電気代が年間約 2,200 万円ほどかかってくる、この経費の削減。それとこれらの施設については、学校の生徒であったり、各施設の利用者などの多くの市民の方が訪れる施設でございまして、今回の太陽光発電施設の設置に合わせて発電効果のモニターなどの見える化も行っていきたいというふうに考えております。多くの市民の方にこの太陽光発電設備による効果を知っていただきまして、ＣＯ２削減の意識を高めていただく上で効果が高いと考え、高浜小学校の複合施設から太陽光発電施設の設置をするものでござ

います。

答（学校経営）　まず教職員の業務負担の軽減にならないのではないかという御質問でございます。先ほども御答弁させていただいたんですが、公会計に伴いまして、まず栄養教諭のほうは自校の献立を常に考えなければいけないということで負担になっていたかと思いますが、今後は市内の栄養教諭が集まっていろいろとメニューを考案することができるという点で負担が減ると考えております。

また、学校事務のほうに会計システムを導入させていただくことによりまして、これまで手作業で行っておりました作業のほうをシステムを通じてやれるようになりますので、かなりの負担軽減になると考えております。

それから、未納者への対応でございますが、在校生につきましては引き続き学校のほうの協力を得ながら進めてまいりたい。卒業生につきましては、市の教育委員会のほうで対応させていただきたいと考えております。なお、在校生に対しまして、未納者への対応というのは、近隣の自治体にも確認したんですが、大方このような形でまだ進めているというふうにお聞きしております。

問（13）　就学援助費については給食費もそのまま保護者のほうに出すっていう形なのかなと思います。今回もしそういった方が未納になった、そういう場合は、今までだったら完全に学校ごとの会計なんですけど、今回、市会計になるのかそれとも学校会計なのかよく分からないんですけど、そのあたりはどのように対応されていくんでしょうか。

答（学校経営）　就学援助を受けている方々への未納対策ということでございますが、こちらも過去に御答弁させていただきましたが、事前に保護者のほうに承諾を得た上で、もし未納になった場合は就学援助のほうからそちらに未納分を回していただくという形で対策を取らせていただいております。

問（13）　未納者のものについては市の債権になるのか、どこの債権になるのか、ちょっとそこをまずはっきりしたいなっていうところがありますけど、どうなんでしょうか。

答（学校経営）　当然、給食費でございますので、市の債権になります。

問（13）　市の債権になると、今までどおり学校の先生が未納者の分を集めるとなると、学校の先生っていうのは県の職員になるわけですので、市の債権を学校の先生が取り扱うってことは、これは法律上問題ないっていうことでいいんでしょうか。

答（学校経営）　手続をしっかり取った上で進めてまいりますので問題ないと考えております。

問（13）　ちょっとその手続っていうのが分からないので教えていただきたいのと。

先ほど北川議員から地域の業者の話が出たんですけど、ガイドラインを見ると、生鮮食材等については一般の入札参加登録ではカバーが難しい小規模な地元小売業者から質の良い食材を調達できるよう学校給食専用の業者登録制度を創設するような工夫がありますよということはあるんですけど、こういったことはされてるのか、されていくのかっていうのと。

あと、例えば児童手当から既に徴収することを同意して、本当に未納ゼロにするような自治体とかもあるんですけど、今後そういうことを考えられてるのか。今回すごく公会計と言いながら公会計なのかそうじゃないのか。公会計と市会計、中間のような気がしてよく分からないんですけど、そのあたりについても教えてください。

答（学校経営）　まず学校の先生が公金を扱うことに対しましては、各学校に現金分任出納員を任命させていただきまして、交付金を適正に取り扱ってまいりたいと考えております。

それから、公会計に当たって、業者登録など対策は考えているのかということでございますが、事前に事業者に登録をしていただきながら良質でなるべく安価な食材の購入に努めてまいりたいと考えております。

それから、未納の場合の児童手当からの徴収につきましては、担当部署とも連携しながら、現在行わせていただいているところでございます。

問（13）　今、出納員を任命されるって言われたんですが、この出納員っていうのは教職員なのか事務員なのか、どなたになるんでしょうか。もしこれ事務員であると、例えば保護者説明会なり懇談会とかで保護者の方がお金をこれどうぞって渡されたときでも、その方を呼んできて支払手続をする形になるんですか。

答（学校経営）　未納者に関しましては、定期的に学校の管理職と事務職員が校長室などに保護者の方と面談の機会を設け、そこで未納分を集めさせていただいておりますので、基本的にそういった管理職と事務職員に任命をさせていただきたいというふうには考えております。

問（13）　給食運営費が減になっている理由と、この内容について教えてください。

それから、委託料として給食調理業務委託料が増になっております。この増につきまして、この積算根拠、いわゆる委託からの見積りをそのまま載せたのか、どういう形、市が見積り作ってそれでやってるのか、どういう形でこの積算が出ているのか教えてください。

答（学校経営）　まず給食運営費です。こちらは子供たちが使います白衣とか給食に関する消耗品を購入させていただいておりますが、来年度、学校のほうに確認を事前に取らせていただいたところ、白衣等の老朽化等が少ないために今回は減額させていただいたということでございます。

それから、もう一つの質問、聞き漏らしてしまったので教えてください。

問（13）　反問権でよろしいですか。

委員長　議員には反問権はありません。

問（13）　今の反問権ということで、私、答えてよろしいですか。

委員長　反問権、認めますので、お答えください。

答（13）　給食調理業務委託料が増額に今回なってるってことなんですけど、この積算根拠について業者からの見積りをそのまま載せているのか、それとも市が独自で積算をされたのか、それをお聞きしました。

答（学校経営）　こちらにつきましては、事業者からの見積りを採用して計上させていただいております。

問（13）　見積りはそのままで、見積りが増だったから増っていう理由でっていうことですかね。ちょっとそこの増の理由はよく分からなかったんですけど、見積りが増で納得されたってことであれば、その増の理由は多分御存知かなと思いますので、その部分について答弁漏れかなと思いますのでお願いします。

併せて、221ページ、消耗品費につきましては約10倍になっておりますので、この内容、理由についてお知らせいただきたいのと。

あとその下、タブレット端末運搬業務委託料、指導者用パソコン等設定業務委託料、このあたりについては新たに計上されている内容ですのでお聞かせいただきたいと思います。

それからその下の使用料及び賃借料につきましても、教育用タブレット端末等借上料、

それから教育用電子黒板借上料、こちらについてもすごく逆にタブレットのほうが増で電子黒板のほうも増。このあたりの理由についても教えてください。

答（学校経営）　まず給食調理業務委託料は、事業者からの見積りを基に学校経営のほうで中身を確認させていただき、増えた原因につきましても確認しておりますが、令和６年の 10 月から県の最低賃金が 50 円アップしたことにより、そういったことも踏まえて増額になったものと考えております。

221 ページのＩＣＴ教育推進事業の消耗品費につきましては、令和７年度途中からタブレットを新しく更新させていただく予定でして、こちらのタブレットを保管するための保管庫のコンセントやケーブルなどを更新する必要があるため、そういった消耗品を購入させていただくものです。

それから、指導者用パソコン等設定業務委託料につきましては、学校のほうの公務用パソコンの初期設定に係る費用が主なものとなっております。現状同様に学校で使用できるように接続の設定やアプリのインストール、プリンターなど周辺機器の接続などを行うための委託料でございます。

それから教育用電子黒板借上料が増えてるとおっしゃられたんすけど、これ昨年度に比べてかなり減額になっていると思います。理由といたしましては、令和７年８月に教育用電子黒板借上料の契約が満了することになりますが、その後は契約により市に譲渡される形となっているため減額となっております。

問（13）　ちょっとよく分からなかったんですけど、タブレットの保管庫とかコンセントとかケーブルはこれは消耗品費でいいんですかね。そうなってくるとタブレット端末運搬業務委託料、こちらが新規で上がってるのが御説明がなかったのかなっていうのと。

あと指導用パソコン等設定業務委託料はどこのパソコンなんですか、ちょっと今のよく分からなかったんですけど。新たなパソコンの費用が上がっていないので、これは市が所有するものではないってことなんですか。

それから教育用タブレット端末等借上料については、御説明がなかったのかなと思うので、お願いできますか。

委員長　暫時休憩します。

休憩　午後２時 13 分

再開　午後２時 19 分

委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

答（学校経営）　まず小学校ＩＣＴ教育推進事業のタブレット端末運搬業務委託料でございますが、こちらは現在使っている旧タブレットを事業者へ返却する費用となっております。

それから指導用パソコンは何のパソコンかということでございますが、職員室において教員が使うパソコンです。それからタブレットの借上料が上がっている理由でございますが、現在使っているタブレットに比べまして仕様が上がっていること、なおかついろいろな授業で使うアプリ等が現在のタブレットではもうかなり容量を超えてしまうために、そういった端末の容量も増やしたために今回借上料が上がっているということでございます。

問（13）　223 ページの小学校就学援助事業の扶助費の要保護及び準要保護児童就学援助費。これ中学校も同じくなんですけど減額になってるんですけど、これ対象児童生徒が減額になるっていうことはなかなか難しいんですけど何か制度が変わったのかどうか、そこを教えてください。

それからその下の高浜小学校等整備事業の公有財産購入費の高浜小学校等整備（ＰＦＩ事業）ってあるんですけど、このＰＦＩ事業に対するモニタリングの委託費が入っていないので来年度どのようにされるのか教えてください。

それからその下の小学校長寿命化と港小学校長寿命化改良工事、こちらが今改修工事やってるのと今後港小をやっていくってことなんですけど、私はやはりここで体育館の空調を一緒にやったほうが安くなるんじゃないかと思うんですけど、そのあたり積算されたのかどうか、検討されたのかどうか、その検討内容について教えてください。

答（学校経営）　小学校児童就学援助事業の要保護及び準要保護児童就学援助費が下がっている理由ということでございますが、制度が変わったわけではなく認定者の見込み数が今年度と比べて減るということでございます。

それから高浜小学校等整備費についてモニタリングということでございますが、こちら

につきましては過去もモニタリングは行っておりませんので令和６年度もそういった費用は設けておりませんが、定期的に定例会を開催したり報告書を提出していただいてますので、その内容を確認させていただくということでモニタリングに代えさせていただいております。

それから長寿命化改良工事に合わせて小学校の体育館にも空調設備を入れてはどうかという御質問でございますが、こちらにつきましては既にもう設計が終わって確認申請が下りている状況でございますので、この段階でまた空調を設置するために確認申請からやり直すということは今回は行う予定はございません。

問（13）　小学校の空調について先ほどの答弁でいくと令和 15 年まで補助金がつくよってことなんですけど、今後の計画について推進プランにも載ってないんですけど、今のとこはやる予定がないっていうことなんでしょうか。

委員長　倉田委員に確認します。空調の話に戻ってますか。今港小学校長寿命化の話ではないですか。

意（13）　長寿命化の中で空調はされないっていうことだったのでそれに関する質問したところです。

委員長　今答弁にあったとおりだと思いますけど。

問（13）　推進プランにはない、じゃあやらないってことですね、結構です。

あと、各中学校用務員とか小学校用員務業務委託、それから給食につきましてもいわゆる、全部これまとめてお聞きするんですけど、総合サービスに委託するものにつきましては全て業者見積りの金額が上がってるっていう理解でよろしいんでしょうか。そこの確認をしたいと思います。

それから 225 ページの空調機賃借料が新たに上がってるんですけど、ここの説明もお願いしたいと思います。

それから主要新規の 17 の南中学校外壁等改修工事、これやはり本来であれば大規模改修に合わせてやるのが一番費用対効果があると思うんですけど、結局外壁工事があまりにも遅れたっていうことで私はすごくこれは費用が逆にかかってると思うんですけど、あまりにも今まで手を加えるのが遅かったんじゃないのかなと思うんですけど、そのあたりのお考えについてお聞かせください。

答（学校経営）　まず、用務員業務委託料は事業者のほうから見積りを取り、その中身を確認した上で予算を計上させていただいております。

それから225ページの空調機賃借料は先ほども答弁の中で申し上げさせてもらいましたが、かなり夏季期間の授業の実施、あるいは部活動の実施が困難な状況になってきていることから、まず中学校におきまして工事が終わるまで空調機の賃借を行いながら進めていきたいと思ってます。なお、空調機の賃借については当然１年間ではなくて、５月から９月までの５か月を予定しております。

それから南中学校の外壁改修で手を入れるのが遅いのではないかという御指摘がございましたが、当然それを改善するために少しでも早く外壁の改修に着手してまいりたいと考えているためでございます。

問（13）　229ページの10款４項１目一般管理事業費、正職が１人減ってるのかなと思うんですけど、昨年が19で今回は20人なんですけど、逆に会計年度は毎年増えてるってことで、会計年度いわゆる、言い方悪いかもしれんけど、その方に置き換えてるっていうかそういう形なのか、ちょっとそのあたりのお考えというか、どうなっているのか教えていただきたいなと思います。

幼児教育のほうの事務員兼業務員委託料についてもこれまで同様、業者見積りをそのまま載せてるのかどうか、委託先のものをそのまま載せているのかどうか、積算された金額なのかどうかについても教えていただきたいと思います。

231ページの幼稚園預かり保育事業で報償金ということで預かり保育ボランティア謝礼ってことなんですけど、これ今ってボランティアのみでやってるのかどういう状況なのか、ちょっと状況について教えていただきたいと思います。

答（秘書人事）　229ページ、10款４項１目の一般職給が昨年と比べては１増というふうになっております。こちら幼稚園教諭職を１名増の予定でございました。ただ委員言われるようになかなか保育職の獲得が難しい状況でございます。ですので、会計年度任用職員17人ということで昨年より１増をしておりますが、この正職不足分で増しております。

委員長　答弁に当たって一点確認させていただきます。

先ほどから予算編成に当たって業者見積りですかっていう質問が結構相次いでおりますが、そのままるっと採用するわけではなく、それを見て精査して見えると思いますの

で、市のほうで積算したような答弁になるかと思います。そのあたり注意して御答弁いただけますようお願いいたします。

答（こども育成）　事務員兼用務員業務委託につきましては、いわゆる参考に見積りを徴収した上でそれを基に予算計上をさせていただいております。

また、預かり保育事業のボランティア謝礼につきましては、各園 10 回、１回単価 1,000 円のものを各２園ありますので計上させていただいております。

問（13）　預かりボランティアの人員のことについてお聞きしたいんですけど、これ運営はボランティアさんのみで今現状されてるってことですかね、そこがちょっと心配なのでお聞きしたかったです。御答弁お願いしたいと思います。

それから 233 ページの 10 款５項１目会計年度任用職員１名減の理由についても教えていただきたいのと。あと地域交流施設の維持管理業務委託料、それから地域交流施設等運営業務委託料、こちらにつきましても市の積算なのか、それとも業者見積りなのか教えてください。

答（秘書人事）　233 ページ、会計年度任用職員が昨年度より１名減になっている理由でございますが、文化スポーツグループにおきまして行事の見直しによる業務量が減ったことによって１名減というふうになっております。

答（こども育成）　預かり保育ボランティア謝礼ですけれども、あくまでサポートでついているものでして、いわゆる就労の関係の預かりについては市の職員等が関与してますので、あくまでボランティアだけです。

答（文化スポーツ）　10 款５項２目の地域交流施設維持管理業務委託料についての御質問でございますが、こちらについては契約を学校経営グループのほうが１本で行いまして、それを施設ごとに案分して行っているというものでございます。

それから地域交流施設等運営業務委託料につきましては、事業者から出てきた金額のほうを市のほうが精査して予算計上しているというものでございます。

問（13）　以前は預かりのほうっていうのは幼稚園教諭のほうが関わってなかったんですけど、今はそちらも業務としてされてるっていうことになるんですかね。そうすると業務が増えてるのかなと思うんですけど、ちょっとそのあたりがよく分からなかったので教えてください。

それから吉浜交流館指定管理料と女性文化センター及び春日庵指定管理料、来年度の独自事業というのはどのようなものを予定されてるのか、それからそれによるいわゆる事業の歳入歳出によって指定管理料が減額になると思うんですけど、そのあたりの費用面については指定管理でやるっていうこと、委託ではなくてわざわざ指定管理でやるってことなので、そのあたりはどれぐらい事業者のほうが独自事業でいわゆる収益があるのか教えてください。

答（こども育成）　職員も関わってございます。

答（文化スポーツ）　まず吉浜交流館の指定管理料について来年度の自主事業の計画ということでございますが、まず定期講座のほうが２つ計画されております。１つはインナーマッスルにアプローチするソフトピラティス、それからもう一つが音楽で認知予防という音楽ケア体操という企画のほうが企画されております。あと下半期にワンデー講座というものが計画されておりますけれども、まだ細かい内容は決まっておりませんけれども親子で楽しめるもの、今年度、お店の方を招いて物作りを行うといったようなことを行っておりますので、そういった方向性の企画を検討されているという状況でございます。

自主事業による収入ということですけれども講座受講料というところで、現状７年度の予算としては３万 6,300 円が見込まれております。

それから女性文化センターのほうの指定管理料につきまして同じく自主事業の計画でございますけれども、こちらは定期講座として実用書道というものが計画されております。また下半期にはワンデー講座というものが計画されておりますけれども、性別に関わらず人生 100 年時代を生き抜く知恵といったようなテーマでの講座が検討されております。自主事業の収入としては 11 万円が見込まれております。

問（13）　235 ページの４目の放課後居場所事業についてお聞きいたします。週末等居場所運営委託料ということで、昨年、翼ＰＴＡの土曜クラブに対する委託ですよってことでお答えいただいてるんですけど、これについては翼学区だけじゃなくて誰でも参加できるってことなんでしょうか。あと周知についてもお知らせいただきたいと思います。

それから 237 ページのたかはま夢・未来塾事業の機械器具費、こちら新たに計上されておりますので内容を教えてください。

それから美術館運営管理運営事業のほうで新たに書籍売払業務委託料ってあるんです

けど、これどのような内容なのかちょっとよく分からないので教えていただきたいのと。

あと主要新規の瓦の鯱の修復の件なんですけど、クラウドファンディングってことなんですけど現在どの程度寄附が集まってるのかっていうことと、あとこれ集まらなかった場合はどのようになるのか、それについても教えてください。

それからその下の工事請負費、給排水と非常用放送設備については先ほどの答弁でいくと美術館本館のことかなと思うんですけど、空調設備と親時計更新工事費についても本館工事費に当たる工事なのかどうか教えてください。

答（こども育成）　まず土曜クラブの周知については学校で周知をしていただいておりまして、参加については基本的には翼小学校の児童ですね。ただ、例えば子供さんのお友達が参加したりとか、よその学校があった場合ってのはあまり聞いてはいませんが、その際にはどういうふうに受け入れるのかっていうのは、その都度相談になるかなというふうに考えています。

答（文化スポーツ）　予算書 237 ページ、たかはま夢・未来塾の機械器具費の内容ということでございますが、これは塾の講座で塾生が使用するノートパソコン 20 台を購入する費用でございますけれども、昨年 7 月に岡崎信用金庫様から創立 100 周年で 500 万円の寄附をいただいております。それを原資にパソコンを購入するというものでございます。

それから美術館・図書館管理運営事業の書籍売払業務委託料につきましては、かわら美術館・図書館本館のミュージアムショップにおきまして市が発行した書籍の販売を行っていただいております。これまでは売上げについて指定管理者のほうから販売手数料を差し引いた金額が納入されておりましたけれども、令和 7 年度からは売上げの納入はあくまでも売上金全額、それに対して売上げの 10%という金額を業務委託料としてお支払いするという内容でございます。

それから同じく美術館・図書館管理運営事業の工事請負費について空調設備の工事と親時計についてですが、これは本館の工事でございます。

答（総合政策）　瓦製の鯱の工事の部分のところでクラウドファンディングの御質問をいただきました。クラウドファンディングにつきましては、昨年の 11 月 29 日から今年の 1 月 31 日までの期間で既に実施をして終了しておりまして、88 人の方がクラウドファンディングを参加いただきまして 263 万円のクラウドファンディングが集まったというところ

でございます。その金額に応じて工事をするというようなところで把握しております。

問（13）　クラウドファンディングについてはそれ以上の情報というか、私の質問に対しては情報がないっていうことなんでしょうか。

あと週末等居場所運営委託料につきましては、いわゆる翼小学校の子供たち、小学校での周知はしてるけどほかは公にはしてないっていうことなんですかね。週末等居場所事業ってことだからちょっとそれはどうなのかなと思ってるんですけど、皆さん対象にされないっていうところ、何か理由があるんであればお聞かせください。

241ページの10款6項2目の委託料、スポーツ施設指定管理料、昨年6か所ってことで多分同じところだと思うんですけど、指定管理における自主事業について来年度何が行われるのか、それによる収益がここに幾ら反映されてるのか教えてください。

それから学校開放事業の業務委託料についてもどのような形で計上されているのか教えてください。

答（こども育成）　学区内単位での活動の中での居場所という中で、いわゆるＰＴＡさんの中からこういう活動をする上での居場所の一つという形で委託をしているというものになりますので、全地域に対して周知するものというふうには考えてございません。

答（総合政策）　クラウドファンディングの部分で、集まった金額263万と答弁させていただきました。同額がこの修繕の委託のところで載っておるものと思います。集まった範囲内で修繕をしていくというようなところで考えております。修繕の内容につきましては先ほど文化スポーツグループリーダーが答弁した内容となっております。

答（文化スポーツ）　当初予算書241ページ、10款6項2目、生涯スポーツ推進事業の指定管理事業についての御質問でございますけれども、自主事業について何が行われるかということでございます。令和6年度につきましては、ニュースポーツに親しむということでピックルボール体験、グラウンドゴルフ体験といったことを行っております。来年度につきましても、そうしたニュースポーツの体験会を計画されているというところでございますが、こちらは参加費のほうは予定はしておりません。

それから学校開放の委託業務の予算をどのように計上したのかということでございますけれども、これも事業者からの見積りを頂いて市のほうが検討して予算計上させていただいております。

問（13）　小池グランドの管理運営委託料につきましては、使用料手数料条例には使用料が載っていないっていうことになるんですけど、この利用実績と、あと小池町については無償で利用されてるんでしょうか。

答（文化スポーツ）　小池グランドの件でございますけれども、使用料というものはございません。利用実績についてでございますけれども、月に 15 日程度、主に平日使われているといった状況でございます。

問（13）　今使われてるっていうのは小池町が使われてるってことですかね。小池町がこれは無償で利用していて、管理運営費ももらいながらそういった形で利用されてるっていうことなんでしょうか。

それからその下の高浜市民スポーツ大会負担金と高浜シティマラソン負担金、こちらにつきましては、委託から負担金にした理由、それから積算根拠についても教えてください。

答（文化スポーツ）　まず一点目の小池グランドの件でございますけれども、主には吉浜地区のいきいきクラブの皆様が使われているというのが多くございます。

それから市民スポーツ大会、シティマラソンについて負担金にした理由ということでございますけれども、令和６年度の予算につきましては委託料ということで計上しておりました。令和６年度の予算を執行する段階で、このスポーツ行事の実施方法ということについて検討を改めていたしまして、事業の中核を担うというのはたかはまスポーツクラブが行っており、一部市のほうも役割を担う部分があるというところでございますけれども、委託という形ですみ分けるというようなやり方もないわけではありませんが、ただ市と共同で行うという側面が非常に強いんだろうというところで、より適切に事業を実施する上で双方の役割分担をきちんと定めて協定書を締結して、一定の費用を市が負担するという負担金にすることが望ましいだろうということで負担金にしたものでございます。

問（13）　今のところなんですけど、積算根拠については御答弁がありませんでしたのでお願いしたいと思います。

あと小池グランドの管理運営委託、これは小池町ということでしょうか。町内会なのか、いきいきクラブかどちらでしょうか。

答（文化スポーツ）　まず小池グランドにつきましては、委託先は小池町町内会でございます。

それからスポーツ大会、マラソン大会の負担金の積算根拠ということでございますけれども、予算の締切り時点というところでいきますと、まだどちらの事業も令和６年度事業は終わっておりませんので、令和５年度の事業の決算をベースに予算積算をさせていただいております。

問（13）　今の話でいくと令和５年度の実績に基づいて、いわゆる参加費が入って、その参加費ではなくてかかった経費から参加費を引いてそこから協賛金とかいろいろ入ってくると思うんですけど、その部分で足りない費用を高浜市がこの負担金という形で全額負担しますよっていう形、そういう考え方でいいのかっていうことと。

あとこれ実行委員会形式にしなかったっていうのは何か理由があるんでしょうか。

答（文化スポーツ）　負担金の積算の仕方というところにつきましては、今委員おっしゃったとおりで、事業費から例えばマラソンであれば協賛金、参加費を差し引いた形で市のほうの負担金というのを計上しております。

それからなぜ実行委員会との契約ではないのかという御質問かと思いますけれども、いろいろ事業の企画、立案と多くのスポーツ関係者等の連携、調整といったところは、たかはまスポーツクラブのほうが中核になって進めております。なので、相手方としてはたかはまスポーツクラブのほうにお願いするというような形を考えております。実行委員会っていうのは、実際に事業を行っていく上で実働部隊として実行委員会というようなものを組織して御協力いただくというような形を取っております。

委員長　ほかに。

質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、10款の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩　午後２時48分

再開　午後２時59分

委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

説（企画部）　昨日の全体総括の中での 13 番議員の質疑で、私がさきの一般質問で答弁いたしました行政サービスを維持していくための取組の方向性ということで、サービスの統合と連携、効率的に提供することでコストを削減するといった答弁につきましての質疑がありました。この質疑の補足をさせていただきたいと思います。

担当がそれぞれ考えているということを申し上げまして、この一例を今回の予算委員会の中から答弁した内容を申し上げますと、宅老所の集約化、これについては統合だと考えます。また、顧問弁護士相談の廃止、これにつきましても統合だというふうに言えると思います。また、避難者支援システムにつきまして、避難行動要支援者システムを支援システムのほうに統合するというお話がありました。これは連携であるというふうに考えております。

11 款　災害復旧費

委員長　質疑を許します。

質疑なし

委員長　質疑もないようですので、11 款の質疑を打ち切ります。

12 款　公債費

委員長　質疑を許します。

問（９）　償還の中で利率が一番高いものと低いものを教えてほしいのと、あとは令和 7 年度中に利率の見直しをするものがあれば教えてください。

答（財務）　利率の高いものにつきましては 3.15％が最も高いのかなというところでございます。低いものに関しますと 0.001％の借入れが一番低いというところでございます。

令和７年度の見直しについてちょっとまだ把握はしておりませんが、適切に借入れのほうは取り組んでまいりたいと思っております。

委員長　ほかに。

質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、12 款の質疑を打ち切ります。

13 款　諸支出金

委員長　質疑を許します。

質疑なし

委員長　質疑もないようですので、13 款の質疑を打ち切ります。

14 款　予備費

委員長　質疑を許します。

質疑なし

委員長　質疑はないようですので、14 款の質疑を打ち切ります。

ここで、議案第 26 号についての質疑漏れがありましたら、許可いたします。

問（13）　質疑漏れっていうか答弁漏れだったんですけど、全体的な総括っていうところで枠配分方式の強調をされてきたんですけど、これ各部局に割り当てた財源と予算の編成の結果については答弁漏れでありましたのでお聞きしたいのと。

あと令和７年度当初予算を 100％執行した場合の実質単年度収支については後でも結構

ですので、これすぐ分かると思いますので教えてください。

委員長　倉田委員に申し上げます。

実質単年度収支については答弁ありましたが。

それでは最初の質疑について御答弁お願いします。

答（財務）　枠配分予算も答弁させていただいたかと思いますが、令和７年度当初予算編成に向けた配分としましては、企画部が約 22 億、総務部は２億 5,000 万程度、市民部は 21 億、福祉部が 21 億程度、こども未来部が 11 億程度、都市政策部が８億程度、教育委員会が６億程度。こちらは今回初めての試みというところもありましてなかなか算定が難しかったところでございますが、一般財源に着目をした枠配分ということでお示しをさせていただいたというものでございます。

問（13）　実質単年度収支って多分答弁いただいてないと思うんですけど…

委員長　答弁いただいてますよ。

問（13）　計算してないっていうことですかね、すぐ出ると思うんですけど。後でも教えていただきたいんです。

あと歳入の 73 ページ、14 款２項２目及び３目になると思うんですけど、介護保険事業費補助金と地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、子ども・子育て支援事業費補助金、疾病予防対策事業費等補助金、こちらについて国庫支出金というか国庫補助金がなくなってるんですけど、これはどこに充たるものがなくなっているのかがよく分からないので、なくなった理由について教えていただければと思います。

答（介護障がい）　今年度当初予算で上げていない歳入につきましては、昨年度例えば介護保険事業費補助金であれば報酬改定に伴うシステム改修の補助金でございますので、７年度は予定がないので上げておりません。それから空間整備補助金につきましては昨年度自家発の補助をしておりますが、これが７年度は予定がないので計上してないというものでございます。

答（こども育成）　子ども・子育て支援事業費補助金のことかなと思いますが、いわゆる児童手当の制度改正の準備の事業費分になります。こちらについては令和６年度が対象になるということでついてますが、次年度についてはついていないということです。

問（13）　疾病予防対策事業費等補助金については御答弁がなかったのでお願いしたいの

と。

81 ページ、15 款３項１目、農林業センサス交付金もなくなっちゃってるってことなんですけど、それの理由と。

ラーケーション推進事業委託金、こちら初めて補助金として県のほうから支出金があるんですけど、これがちょっと後ろのどこに充たるのかっていうのがよく分からないので教えていただけたらと思います。

答（学校経営　主幹）　ラーケーション推進事業委託金は校務補助員としてのスクールサポーターの報償金に充てていますので、215 ページのスクールサポーター謝礼報償金に充てています。

答（ＩＣＴ推進　主幹）　令和６年度に農林業センサス交付金があって令和７年度はないという件でございますが、こちら農林業センサスの統計調査については５年に一度、国の政府統計で行われておりますので、令和６年度はこのセンサスを行って令和７年度はないので計上してないということになります。

問（13）　御答弁いただけないのはもう後でも結構ですのでお願いしたいのと。

77 ページの 15 款２項１目の消防団活動支援事業ということで今回初めて県補助金のほうがついてるんですけど、これまではつけれなかった、そういう制度がなかったっていうことなんでしょうか。

その下の 15 款２項２目の介護施設等整備事業費補助金、これどちらに充てられるのか教えていただけたらと思います。

答（防災防犯）　まず 77 ページの南海トラフ地震等対策事業費補助金のうちの消防団活動支援事業の中身について御説明申し上げますが、消防団活性化事業としまして備品購入に係るものでございまして、消防団の活動服とか帽子、防火手袋、胴ベルト、ロング長靴などの消耗品に対する補助でございます。

問（13）　昨年までこれ多分来てない補助金ってことですかね、これはメニューに県としてなかったっていうことなんですかね。そのあたりがよくわからないのでそこを教えていただけたらと思います。

答（防災防犯）　６年度は補助メニューとしては対象として頂いておりませんが、令和５年度に消防団活動支援事業ということで、活動服ですとかそういったものを頂いておりま

すので、その時々によって頂けるとか頂けないところがございます。

答（介護障がい）　介護施設等整備事業費補助金につきましては、３款１項７目の介護施設等整備事業費補助金に充てるものでございます。

答（財務）　実質単年度収支の件につきましては、決算において算出されるものということで御答弁申し上げたところでございます。少し補足しますと、収支といいますのは歳入の決算額から歳出の決算額を引いたもの、そちらはまず形式的な収支ということになります。そこから翌年度へ繰り越す財源、繰越明許費なんですがそちらを差し引いたものが実質収支、その実質収支と前年度の実質収支を差し引きしたものが単年度の収支になります。そこに財調の積立金を足して財調の取り崩し金を引いたもの、そちらが実質単年度収支でございます。つまり決算額が出ないことには算出はできないと申し上げたものでございます。

意（９）　今おっしゃった実質単年度収支は予算でどうやって出すのかなと思ったのがすごく疑問で、なぜすぐ出るのかっていうのが僕は分からなくて、予算は歳出と歳入が同額なのでどうやって実質単年度収支を出すのかなって思ったんですけど、今の財務グループリーダーが答えたんでいいですけど。

問（13）　もちろんそうなんだけど、とりあえず予算出てるもんだから、この予算を 100％執行した場合…

委員長　倉田委員に申し上げます。

　ただいま財務グループリーダー並びに長谷川委員がお答えいただいたとおりですので、そのまま続けます。

　ほかの質疑に変えてください。

説（総務部）　反問権をお願いします。

委員長　反問権。

問（総務部）　出し方が分からないんですけど。倉田議員さんぜひ教えていただきたいと思うんですが。お願いします。

委員長　倉田委員、答弁願います。

答（13）　この当初予算を 100％執行した場合どうなるのかっていうところ。それは出されていないってこと…

委員長　総務部長、反問権。

問（総務部）　財源とかはどう捉えればよろしいでしょうか。翌年度へ繰り越す財源ですとか、前年度の実質収支とかはどうやって出す、まだ６年度の決算も終わってないんですけど。

委員長　倉田委員、答弁願います。

意（13）　繰入金入ってますよね、これ。仮で入ってますよね。

委員長　今、質疑ですか。お答えください。

今反問権来ましたので、反問権に対する答弁願います。

答（13）　だから実質単年度収支ですよ。歳入から歳出を引いた金額ですよ。だから繰越金とか翌年度に繰入金とかそういうの全然…　実質単年度収支なんですけど。

委員長　当局お聞きになられますか。

問（財務）　ぜひ御教示いただきたいところではございますけれども。まず形式収支というのが歳入の決算額と歳出の決算額の差でございます。当初予算では、歳入歳出は均衡しております。つまり、歳入歳出の差はゼロとなります。そうしたことから、まず形式収支がゼロになってしまうというところで、そこから単年度収支まで算出するっていうところがなかなか理解ができないというところでございますので、ぜひ教えていただければと思っております。

委員長　答弁ではなく反問ですか。

「反問です。」と発声するものあり。

委員長　はい、反問権認めます。

倉田委員、これに対する御答弁お願いします。

答（13）　いわゆる純粋な歳入から純粋な歳出を引いたものそれをお聞きしたいんですけど、それがどうなってるのかっていうことなんですけど。

問（総務部）　形式収支がまずゼロになりますよね。そこは御理解いただけますでしょうか。全部使い切ったわけですよね。全部収入が歳入が入って全部歳出を使い切れば当然当初予算では全部同額ですので、これ以上はちょっと…。形式収支がゼロになりますよね。

だからちょっと教えてくださいってことで、反問権をお願いいたします。

委員長　反問権、認めます。

　倉田委員、答弁お願いします。

答（13）　だから前年度の繰入金とか財調の取り崩しなく、純粋な収入から歳出を引いたものをお聞きしたいんですけど、それはどうなんですかっていうところです。

委員長　倉田委員よろしいですか。お聞きする前に先ほど当局から説明ありました。それを理解した上で違うというお答えがありましたら御答弁願いたいと思います。

　不規則発言あり

委員長　御答弁お願いします、今言ったことを答弁してください。

答（13）　いやだから答弁じゃなくてどういう計算方式なのって言ったから、純粋に今年度、繰入金とか財調とかの取り崩しなく、それで歳入から歳出引いた金額は幾らですかって聞いてるんです。

問（市長）　それは実質単年度収支って言わないんですよね。できないですよね。できないっておっしゃってください。

委員長　反問権認めます。倉田委員、答弁お願いします。

　できるかできないかで結構ですので、御答弁願います。

意（13）　いや、いくらでもできると思いますけど。お願いしたいんですけども結構です。

委員長　結局、よろしいですか。結構ということでしたので、よく御理解いただいてないという解釈でそのまま進めさせていただきます。

　それでは、ほかに。

　質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので質疑を打ち切ります。

　以上をもちまして議案第 26 号の質疑を終結いたします。

　暫時休憩いたします。

休憩　午後３時 15 分

再開　午後３時 23 分

委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

答（健康推進）　先ほど 13 番委員のほうからの御質問で答弁ができてなかったところを１点お答えさせていただきます。

疾病対策事業費補助金 101 万 8,000 円の皆減につきまして、なぜ今年度計上されていないかという部分につきまして、その補助金自体が成人男性を対象といたしました風疹抗体検査に関する補助金でありまして、当初予算積算時におきまして今年度限りということでありましたので、令和７年のほうでは予算計上しておりません。

《特別会計》

議案第 27 号　令和７年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長　質疑を許します。

問（12）　予算書 285 ページ、１款１項１目４節の医療給付費分滞納繰越分について、昨年 12 月から紙の保険証の新規発行がされなくなり、短期保険者証についても発行されなくなったかと思うんですが、これによってそれまで発行されていた世帯、そして今後の滞納者についての扱いがどうなるのかについてお願いしたいのと。

未就学児における均等割が半額となっておるんですが、会社員などの被用者保険には均等割というものはありません。ただ、これが滞納の原因になってるかというのは言い切れないんですが、物価高騰による子育て世帯支援のためにもこの均等割の減額の対象を拡大するなど負担を減らすことによって滞納者数を減らしていくことも可能ではないか。そのためにも、国や県に働きかけを行うべきであるかと思うんですが、これに対するお考えをお願いします。

答（市民窓口）　現在の滞納者については、数字を持ち合わせておりません。滞納者への

対応ですけれども、督促状を送るですとか、納税相談に対応するなど適切に対応していきたいと思っております。

また未就学児の県への要望ということですけれども、今現在その考えはございません。

問（13）　未就学児とは別で、やはり国保っていうのはなかなか国保の方は家計での負担が大きいということと、それから社会構造が非常に変わってきまして、定年後、子供の保険に入るとかそういったことがなかなか少なくなってきておりますし、あとは派遣の方とかそういう方がみんな国保になってしまうということで、やはり低所得者が国保になりやすいっていう傾向にあるかと思うんですよね。そういう中でやはりその国保自体が今後すごく成り立っていくっていうのが非常に私も不安視しているところがあって、そういう意味でもやはり県とか国のほうへ制度改正も大きな制度改正を求めるっていただけないかなと思うんですけど、そのあたりはしていただけてるのかどうかっていうところと。

285ページ、1款1項1目の滞納見込額に徴収率っていうのが35%になってるんですね。この 35%っていうのがちょっと近隣市と比べてどうなのかなっていうところについて御説明いただきたいのと。

285 ページ、一般会計への繰入金ということで、多分これ法定内の繰入れしかしてないのかなと思うんですね。法定外繰入っていうのは県内でもやってるとこがあるかと思いますので、県内の状況についても併せて教えてください。

答（市民部）　国民健康保険は皆保険制度の一番最後のとりでということで、国のほうも保険基盤安定繰入金だとか財源的な手当てをしながら、こういうふうに今運営をしているというところでございますので、今、改めて制度改正を要望するというようなことはございません。

２点目、滞納徴収率でございますが、本市の場合は滞納徴収率は高い。ちょっと今、手元に数字はないんですけれども、上位３分の１ぐらいのところへ滞納に関してはありますので、きちっととはいきませんけれども徴収率は比較的高いという状況でございます。

あと法定外繰入をということでございますが、今、国保全体の中で国の指示からは法定外繰入をやらないようにと、要は法定内の中でいかに繰入れしていくかという方向、県の統一化も含めてそっちのほうへ動いておりますので、御理解のほうよろしくお願いします。

問（13）　現在、法定外繰入をされてるっていうのが県内でもあるというふうに聞いてる

ので、それの把握状況について教えていただきたいのと。

あと 287 ページ、４款２項１目、国民健康保険支払準備基金繰入金の繰入後の残高については幾らになっているのかっていうことと、今後の基金の推移とこの基金の目的についてお願いします。

答（市民窓口）　まず基金の残高でございます。７年度は１億 5,164 万 3,000 円を取り崩しまして、７年度末の基金残高の見込みは 5,177 万 5,668 円でございます。

今後の状況ですけれども、決算の状況のように少なくなってきておりますので、前年度繰越金もありますがその状況を見て考えていきたいと思っております。

法定外繰入の近隣市の状況ですけれども、資料を持ち合わせておりません。

問（13）　基金の推移についてはどのように考えているのか、どのような状況になっていくのか、多分減ってくるのはそうなのかな、今の話だとそうなのかなと思うんですけど、そのあたりも把握されているのかどうかっていうところ。

291 ページ、１款１項１目、保険医療窓口業務委託料についての積算はどのようにされたのか教えてください。それから、今回職員が１名減るんですよね。ここが１名減る理由についても教えていただきたいのと。

293 ページ、２款１項１目、一般被保険者療養給付費給付事業について、３か年の伸び率について教えていただけたらと思います。

答（秘書人事）　291 ページ、人事管理事業の１名減の理由でございますが、一般会計のほうでも御説明させていただきました令和６年度月報システムの関係で職員を増を６年度はしましたが、これが落ち着いたため１名減となっております。

答（市民窓口）　基金の推移でございます。具体的にいつ枯渇するかとかということは想定してませんけれども、県内で標準税率に移行するというところもありますので、そちらを見定めて少なくなっていくものと考えております。

質問をもう一度お願いできますか。

委員長　どの部分が分かりませんでしたか。質問の確認ですか。

倉田委員、質問の確認。反問権ではなく質問の確認です。いま一度質問をお願いいたします。

問（13）　291 ページの保険医療窓口業務委託料の積算根拠について、どのようにされて

いるのか。市の積算なのか、先ほどから言われている業者からの見積りをそのままなのかそこを教えていただきたい。

もう一点が 293 ページ、一般被保険者療養給付費給付事業が直近１年間の実績を基にっていうことだったんですけど、この３年間の伸び率はどのようであるのかっていうところをお聞きしました。後でも結構です、分からないことについては。お願いします。

答（市民窓口）　窓口業務委託につきましては、積算根拠は業者より見積りを徴収しまして、そちらの額となっております。

一般被保険者療養給付費の３か年っていうところですが、令和５年度につきましては 19 億 5,500 万ほど、令和４年度は 19 億 2,700 万ほど、令和３年度は 18 億 5,600 万ほどとなっております。

問（13）　今数字だと分からないので、また後でも結構ですので、過去３年間の伸び率について教えていただけたらと思います。

297 ページ、４款２項３目、国保ヘルスアップ事業で、生活習慣病重症化予防事業等業務委託料については多分講座か何かされるのかなと思うんですけど、対象がこれは国保の方のみということになるんですかね。そういう意味でわざわざ特会に入れられてるということなんでしょうか。ちょっとこの特会で行われてるっていうのが、多分この指導医師委託料っていうのは国保対象者なのかなと思うんですけど、その下の部分については国保の特会で行わないといけない事業なのかどうなのかっていうのがよく分からないので教えてください。

それから 299 ページ、７款１項１目、一般被保険者保険税還付事業が減になっておりますので、その理由も併せてお願いいたします。

答（市民窓口）　国保ヘルスアップ事業のそれぞれの対象者ですけれども、国保の加入者となっております。

７款１項１目につきましては、前年度と同額を見込み、この金額となっております。

問（13）　国保ヘルスアップ事業の生活習慣病重症化予防事業については全市民対象でもいいのかなと思うので、国保特会で行わないと、何か特化したことなのかどうかっていうのがちょっとよく分からないのと。

７款１項１目については、前年度比減になっているのでその理由をお聞きしましたので。

分からなければ後で調べてお答えいただいても結構ですのでお願いします。

答（市民部）　国保ヘルスアップ事業の生活習慣病重症化予防というのは、国保加入者の療養給付費をできる限り抑えるという中の取組でございますので。国保ヘルスアップ計画というのがございまして、それに基づき実施している事業ということでございます。

299 ページの過誤納保険税還付金というのは、実績の見合いとしてこれぐらいであろうということで積算しております。

委員長　ほかに。

質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

議案第 28 号　令和 7 年度高浜市土地取得費特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長　質疑を許します。

問（13）　歳出のほうで土地特会のほうについても基金の積立金があるんですけど、現在の基金積立金については、今幾らなんでしょうか。

答（土木）　令和 6 年度末の土地開発基金の残高でございますが、約 7,400 万円となっております。

意（13）　今 7,400 万円で結構あるんだなと思ったんですけど、これちょっとグループリーダー級の答弁ではないと思うので、ぜひ副市長か総務部長か…

委員長　答弁は倉田委員が決めるようなことではないので、当局の答弁ということで土木リーダーが答えたと思います。

問（13）　基金 7,400 万円もあるもんですから、これ今財調非常に少ないということで、もうこの土地特会っていうのをこれ必要なのかなって思うんですよね。そう思うと、結局これを一般会計のほうに吸収させてもいいのかなと思うんですけど、その辺のお考えとか今後の予定とかあれば教えていただきたいんですけど。

答（土木）　こちらの土地取得費特別会計は、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益となるために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることが目的とされているため、今後の収用事業におきましては、土地取得に対して現在保有している土地を代替地として提案を行っていきたいと考えておりますが、また保有地の貸付けにより、運用収益の確保や保有地の積極的な払下げにより財源確保に努めていきたいと考えております。

問（13）　今グループリーダー言っていただいたんですけど、この資料のほうを見ると、結局、土地特会で買ったんだけど利用ができてない土地がいっぱいあるのかなと思うと、今後やはり計画的に利用していくことと、やはり土地開発公社はうちも残ってるもんだから、先行取得が要るものについてはそちらを使うっていうのは一つあるのかなと思うと、なかなかこの存在意義っていうのがよくわからないので、やはりこれについては一本化していくというか、何か今後お考えとか、副市長とか総務部長とかどうなんですかね、これ。

委員長　倉田委員、それは提案ですか。質疑ですか。

問（13）　いや、変えることは考えてませんかとういう質問です。

答（副市長）　今リーダーが申しましたように、土地取得費は特別会計の中に基金を別で、運用会計で特会があるわけですけど、やはり柔軟に土地を活用しながら土地の先行取得をしていくっていう部分では非常に必要な会計ですので、今おっしゃったように、そこの部分を基金、それから特会も含めて一般会計にっていうようなことはありましたけど、しかるべき時期にはそうするんでしょうけど、今すぐにはそういうことはないというふうに考えております。

委員長　ほかに。

　質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

議題第 29 号　令和 7 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長　質疑を許します。

問（13）　これも多分リーダー級の質問ではないんですけど、329 ページに。

委員長　倉田委員に申し上げます。

倉田委員が答弁される方を決めるわけじゃありません。当局側の判断で答弁されますので、そこはちょっと失礼になりますので。

問（13）　歳出の 1 款 1 項 1 目、駐車場管理費の整備基金利子っていうことで積立てもされてるんですよね。これ多分三高の駐車場の積立てだと思うんですけど、私、庁舎がやはり長期財政計画とか推進プランにも 20 年後の計画がないということで、それに対して総務部長が、いやいや今後はもう庁舎いらないかもしれないし、それからもう 1 個になるとかいろんな話をされるんですけど、そうなってくるとこの基金の積立てって要るのかなっていうのがちょっとよく分からなくて。あそこの駐車場を集約っていうかそういうのは全然ないのかなと思いまして。庁舎を集約するとか庁舎なくてもいいというような御発言も以前あったもんですから…

委員長　倉田委員、議案の範疇でお答えください。

問（13）　積立金って必要なのかどうかっていうところをお聞きしたいと思うんですけれども。

答（総務部）　駐車場を今、市民の方が非常に利用されているのは御存知ですか。今使ってますよね。でももう今大分老朽化してきている部分もありますので、今後の大規模改修等のために基金を積立てるわけなんですよ。そこは御理解いただけますでしょうか。

あと私が庁舎がなくなるかどうかなんていうことは、それは推進プランの中で市役所本庁舎のほうが令和 19 年以降はどうなるか分かりませんという話をしただけのことであって、そこをどういうふうにねじ曲げてそういうふうに言われるのは非常にこちらとしても納得いきませんけど。

委員長　これに関して、何かございますか。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

議案第30号　令和7年度高浜市介護保険特別予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長　質疑を許します。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

答（福祉部）　これより7年度の介護保険特別会計予算、御審議いただくわけでございますけれども、私ども債務負担行為予算を計上することを失念いたしておりました。内容といたしましては、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定業務委託料でございますけれども、この債務負担行為予算につきましては、令和7年度議会におきまして、しかるべきタイミングで補正予算計上させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長　それでは質疑を許可いたします。

問（12）　まず資料要求の資料11と資料13の令和6年度で見ますと、障害者控除対象者認定書発行に該当する数1,138から発行された数77を差し引いて1,061の方が認定書が発行されていないことが分かります。このうち障害者手帳を持っていない方が何名かというのが分かるのかどうか。

そして、資料11の滞納状況を見ますと、年々滞納者数が増えているという状況なんですが、この要因と対策についてお願いします。

あともう一つが、予算書346ページ、3款2項1目、調整交付金に関して、6年度は2.75%を見込んでいるとのことだったんですが、7年度は何%を見込んでいるのかお願いします。

答（介護障がい）　まず、障害者手帳の所持者の数は把握しておりません。

それから滞納につきましては、これまでも御答弁しておりますとおり、督促等を行っていくことに加えて、近年コンビニ納付やスマートフォンで納付できるようにしておりますので、そういったものを御活用いただきたいと考えております。

それから調整交付金につきましては、令和7年度は2.53%で見込んでおります。

問（13）　１款１項１目の 343 ページの２節からなんですけど、徴収率が上げてるんですね、0.1%。これ上げて積算した理由についてお答えいただきたいと思います。

346 ページの国庫支出金ということで、これ制度が変わるということになると、ここら辺の金額が変わってくるのかどうなのか、ちょっとそのあたりがよく分からないので教えていただきたいのと。

348 ページの５款１項１目、介護給付費負担金がマイナスなんですけど、これはいわゆる、あかおに、くりっく、そういうのの影響なのかどうなのかっていうのがよく分からないので教えていただきたいのと。

５款３項の県補助金についても減の理由についてお答えいただきたいと思います。

答（介護障がい）　徴収率の関係でございますが、基本的には特別徴収は 100%でございますので、普通徴収の徴収率を上げていくことが保険料の確保に必要なことでございますので、目標として 0.1%上げておるというものでございます。

３款２項１目、国庫支出金と県支出金の関係は、重層的支援体制整備事業の移行によるものによる減でございます。

５款１項の介護給付費負担金の減は、こちらに書いてあります介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等のものでございますので、議員おっしゃるものとは違っております。

問（13）　結局、でもここであかおにとかくりっくとかそのあたりを一般会計に入れて重層的支援のほうで補助金をもらうということで、そちらの補助率のほうが高いというか補助金の金額のほうが高いっていうことでよかったのかっていう確認と。

この介護給付費等負担金が、実際問題なぜこれ下がってるのかっていうのは理由が分からないのと。あと５款３項についても理由について教えてください。

答（介護障がい）　まず重層の関係ですけれども、これは一般会計に移行したからといって交付率が変わるというものではございません。

それから５款１項１目の介護給付費負担金につきましては、介護サービス等の給付実績見込みに伴う減ということでございます。

問（13）　５款３項、これって説明いただきましたかね。私の聞き違いだったら申し訳ないんですが。実績見込みの５款１項１目については実績見込みって今御説明があったんで

すけど、５款３項についても実績見込みっていうことでよろしかったでしょうか。

それから介護給付費の基金残高について、今回の予算計上後の基金残高について教えてください。

答（介護障がい）　５款３項につきましては、先ほど国庫支出金のときにまとめて答弁をしましたが、これも重層によるものでございます。

基金残高につきましては、6年度３月補正後の金額で２億2,500万程度としております。

問（13）　基金の目的について教えてもらってよろしいでしょうか。

答（介護障がい）　基金の目的につきましては、計画期間内における急激な給付費や事務費、事業費の伸びに対応するために設置をするものでございます。

問（13）　先ほど実績って言われたんですけど、２款１項１目を見ると全てというか、１つ以外はサービス給付費が増えてるんですよね。増えてるか、もしくは居宅のほうはゼロになってるんですけど。施設介護サービス給付費だけ大きく減になってる理由について教えていただきたいのと。

360ページ、介護予防サービス事業の地域密着型介護予防サービス給付費、これもなんで減になるのかなっていうのがちょっとよく分からないので教えていただきたいと思います。

答（介護障がい）　施設給付費でございますが、実績見込みで見込んでおりまして、こちらは本当に施設は減ってきているというのは私たちもそう思っております。在宅を希望される方が多くて、在宅のほうの給付が伸びておる分の影響なのかなというふうには見ております。

それから、地域密着型につきましても過去の実績を踏まえて、サービスが何種類かございますので、それぞれ伸び率を見て実績見込みで計上しております。

問（13）　362ページ、２款６項１目、特定入所者介護サービス費についての減の理由についても教えていただきたいのと。

365ページの４款１項１目の通所型サービス業務委託料の内容について教えていただきたい。

同ページの４款２項１目の委託料、ｐｅｐｐｅｒ導入研修業務委託料と使用料及び賃借料、ｐｅｐｐｅｒ使用料、こちらの内容についても教えてください。

答（健康推進）　365 ページの通所型サービス業務委託料の内容ですが、こちら身体機能の低下が見られる高齢者におおむね６か月間、専門職による運動の評価、それに基づいてトレーニングの提供することで生活能力の向上のための指導、助言をするものとなります。

続いて、下のｐｅｐｐｅｒ導入研修業務委託料につきましては、認知症に関する正しい知識を持ってもらうために、ｐｅｐｐｅｒ君を使った、例えば小学校での認知症サポーター養成講座などを開催することで介護予防普及啓発事業に貢献できるという形で進める事業となります。

答（介護障がい）　まず特定入所者介護サービス事業につきましては、実績見込みで算出をしておりますので、こういった数字になっております。

問（13）　通所型サービス業務の参加要件と周知についてお聞かせいただきたいのと。

あと、このｐｅｐｐｅｒ君を導入して啓発を行うということなんですけど、いわゆる特会の介護保険っていうのは、保険料を払った人がきちんと介護になったときに給付を受けるっていうところだと思うので、なぜわざわざ、啓発だけだとちょっとここに入れるのはどうなのかなと思うんですけど、一般会計に入れなかった理由についても併せてお聞かせいただきたい。

369 ページ、５款１項１目、介護給付費準備基金につきましても、この予算計上後の基金残高について教えてください。

最後、371 ページ、６款２項１目の繰出金、これ一般会計に繰り出す理由について、それから金額について、この金額になった根拠についても教えてください。

答（健康推進）　このｐｅｐｐｅｒの事業自体が介護特別会計で予算計上した理由というのは、先ほど申し上げたとおりなんですが、認知症に関する正しい知識を持ってもらえるよう、それがこの事業であります介護予防普及啓発事業と合致してきますので、介護特会のほうで予算計上しております。

答（介護障がい）　総合事業の対象者は、要支援１、要支援２とチェックリストで該当になった事業対象者でございます。

基金につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

重層的支援の関係の一般会計の繰出金につきましては、地域包括支援センター運営費分と生活支援体制事業費分、一般介護予防事業のうちから厚生労働大臣が定めるものの費用

分ということで算出をしております。

委員長　ほかに。

　質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

議案第 31 号　令和７年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長　質疑を許します。

　質疑なし

委員長　質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

≪企業会計≫

議案第 32 号　令和７年度高浜市水道事業会計予算

〈収入支出一括質疑〉

委員長　質疑を許します。

問（14）　水道事業会計の５ページ、年間総給水量が 510 万立方メートル、１日平均給水量が１万 3,973 立方メートルとなってますけれども、１日の最大給水量、令和７年度は幾ら見込んでおるかということと、令和７年度の有収率を教えていただきたいと思います。

答（上下水道）　令和６年度の１日最大給水量につきましては、７月 31 日に１万 5,533 立米となっております。また令和７年度の有収率につきましては 94%を見込んでおります。

問（14）　非常に順調に事業運営をしていただいてありがとうございます。

　それから、資本的支出のほうで建設改良費が大分大幅に伸びておるんですけれども、私

は非常に今、能登半島地震では１年３か月たってもいまだに断水の地域がありますし、この地域でも東海地震や東南海地震の発生が危惧されているのが現状でございます。

本市の令和７年度当初予算では、耐震性を考慮した水道施設改良費が５億9,672万9,000円で、令和６年度の４億5,208万3,000円と比較しますと、約１億4,500万円と大幅に増加しております。これは非常に水道事業も地震だとかそういったものに対して耐震性を高めなければいけないということの表れだと思いますけれども、残念ながら国からの補助金は計上されてないわけですね。かなりの額を計上しているわけですので、その辺のところの対策というのは何か考えて見えるのか、その辺のところの考えがあればお答えください。

答（上下水道）　今、御質問いただいたように、令和７年度予算の建設改良費につきましては大幅な増となっております。

御質問のありました国の補助金についてなんですが、国の補助金の採択基準といたしまして、資本単価などの条件がございます。本市水道事業につきましては、資本単価が国の採択要件を下回っており、要は効率的な事業運営がされているということで、現在では補助金の採択基準の要件を満たしておりません。しかし今後、補助金のメニューや要件を満たした場合につきましては、補助金の活用を検討してまいりたいと考えております。

問（13）　一般会計の御答弁をここでいただきたいんですけど、この予算書９ページの他会計補助金になるんですかね、どこに当たるんでしょうか。

また、今回初めてこういう形になったのかなと思うんですけど、状況について教えていただけたらと思います。

答（上下水道）　一般会計のところで御質問いただいた件ですけども、一般会計から水道事業会計へ補助金としまして24万円計上させていただいております。この24万円につきましては、水道事業会計職員で児童手当を支給しておる職員がおりますので、児童手当につきましては、水道料金から負担することは適切ではございませんので、一般会計からの繰入れによって水道事業会計職員への児童手当の支給という形で充てさせていただいております。

問（13）　７年度まではその対象者がいないのか、そういう形だったのか、どうだったんですかね。

答（上下水道）　予算計上するのは、大体、前年度の 10 月現在でやるんですが、やはり

４月の人事異動によりまして児童手当対象となるお子さんをお持ちの職員が異動してくると、当然児童手当の支給がありますので、それにつきましては令和６年度がそうでしたが、補正予算で対応させていただいております。

委員長　ほかに。

　質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

議案第 33 号　令和７年度高浜市下水道事業会計予算

〈収入支出一括質疑〉

委員長　質疑を許します。

問（８）　予算書 39 ページ、工事請負費について御質問させていただきます。雨水管渠築造工事費として約４億 9,000 万円が予算計上されています。議会初日の議案説明では、大清水第１排水区の雨水排水ポンプ施設の整備を行うとの御説明がありましたが、令和７年度の予定と令和６年度の工事の進捗状況について教えてください。

答（上下水道　主幹）　大清水第１排水区の雨水ポンプの整備につきましては、衣浦湾への放流先である既設排水吐口上流部の中吉樋門に強制排水できるゲートポンプ設備の設置を予定しております。

　令和６年度では排水ポンプを据え付ける場所となる躯体構造物を整備しております。

問（12）　資料要求の資料 16 の表を見ると、令和２年３月 31 日供用開始のところの接続率 30.3％で、令和３年、４年の供用開始日の接続率よりも低くなっているんですが、考えられる原因についてお願いしたいのと。

　水洗便所改造融資あっせん制度に関しまして、ここ３年間、それぞれの相談件数と制度の利用件数についてもお聞かせください。

答（上下水道）　資料要求 16 についてお答えさせていただきます。市といたしましては、下水道が整備された後に速やかに接続したいと思っていますが、実際、下水道の接続をし

ていただくためには、個人の方には宅内の切替工事をやっていただく必要性がございます。各家庭の事情もあり、早期の切替えが難しい場合もございますので接続率を普及させるために戸別訪問を行い現在は接続をお願いしておるところでございます。

市としましては、接続を促す対策としまして、水洗便所改造融資あっせん制度を設け、下水道へ切り替える際の費用につきまして、金融機関から融資を受けていただき、利子分については高浜市が補助をする制度を行っております。

また件数につきましては、下水道の個別説明会、相談会のところでいろいろお話は出るんですが、実情といたしましては各年度２件程度の融資実績がございます。

問（12）　各年度、大体２件ほどということなんですが、なかなかこれ利用しづらいのか、そのあたり考えられる原因について教えていただきたいと思います。

答（上下水道）　やはり金融機関のほうで申し込んでいただく形になりますので、借入れをせずにそのままやられる方もおりますし、実際２件という形ですけども検討されている方は数名おられますが、各家庭の資金の関係上がございますので、市としては制度を設けてＰＲのほうは積極的に行っていきたいと考えております。

問（12）　実際、相談とかあったとき、その制度に対する改善要望というのがあるかどうかお願いします。

答（上下水道）　今のところでは、要望という点は特に窓口では聞いてはおりません。

問（13）　資本的支出及び支出のところで、多分この他会計補助金とか、他会計出資金、このあたりが一般会計の繰り入れられるところなのかなと思うんですけど、具体的にどこなのかなっていうところと。一般会計からこの金額を繰り入れた理由と金額の根拠について教えてください。

答（上下水道）　一般会計のほうの繰出金と併せて御説明させていただきます。下水道事業会計負担金につきましては、主に雨水処理に係る費用を一般会計から下水道会計に負担していただくものでございます。

また、下水道会計事業への補助金につきましては、主なものといたしまして、分流式下水道に要する費用のうち、資本費の部分に関しまして一般会計から補助をいただいております。

続きまして、下水道事業会計出資金につきましては、下水道を整備するに当たって、建

設改良に要する費用の一部を一般会計から繰入れをしているものでございます。

問（13）　建設改良に伴う一部も一般会計から繰入れて使うって今御説明があったんですよね。非常に今からこれ下水道めちゃくちゃお金がかかってくるなっていうところで、実際問題、これ一般会計の幾ら分、建設改良に使われるのかっていうのをまず知りたいのと。

あと、資料 16 を見ますと、使用開始日が一番古いとこで緑のとこが平成 31 年３月 29 日以前となっていて、実際問題一番古い管っていうのがちょっといつなのかなというのがこれだとよく分からないんですけど、そうなってくると多分、こないだも下水道の管が腐食しちゃって道路が陥没したっていう事故とかもあって、やはり今後、下水ってすごくお金がめちゃくちゃかかってくる事業だなっていうところで、布設替えの話も今後視野に入れながら計画していかなきゃいけないとなると、市としては布設替えについてはいつからを考えているのか。それで一番古い管というのがいつなのかなっていうのがよく分からないのと。あと結局、途中で下水すごいお金かかるからやめようって言ってやめた自治体もあるって聞いてるんですけど、そういう意味でも今後どのように運営されて、運用されていくのかっていうところの考えも併せてお願いしたいと思います。

答（上下水道）　まず下水道の管路につきましては、高浜市の下水道は平成３年度から工事に着手しております。ですので、一番最初に入れた管については平成３年ですので、経過年数としては 33 年という形になります。

下水道管路の標準耐用年数は 50 年とされておりますので、当然のことながら管路につきましては、点検のほうについてはマンホールの点検を毎年やっておりますし、御質問にありました埼玉の下水道の陥没の後に国のほうから緊急点検の要請があったものに対して、本市では大口径の管路はありませんでしたが、主要なところについては都市政策部の職員で全て点検を行いまして、異常な箇所はございませんでした。

あと、出資金についてですが、これにつきましてはやはり御質問のあったとおり、下水道につきましては、当然のことながら建設費に膨大な費用がかかりますが、その部分については借入れを行い返済をしていくんですけども、ここで言う出資につきましては、下水道事業債の借り入れた部分の一部に対しまして、一般会計から下水道会計へ出資という形で資金を繰り入れているものでございます。

問（13）　答弁漏れなんですけど、建設改良に一部当てるってことなんですけど、それが

予定としては予算としてはこれ幾らになるのかなっていうのと。

今後、このまま下水を進めるべきなのかどうなのかっていうところを私すごい考えてるんですけど、市としての方針というか、今後、本当にこの下水が自治体の財政を圧迫していくんじゃないかっていうすごく不安があるんですけど、そのあたりどうなんでしょうか、お考えとしては。

答（上下水道）　一部というのが３億 7,200 万円がその部分を入れさせていただいております。

下水の今後の進め方ということですが、やはり高浜市としましては平成 10 年から供用開始しておりまして、令和７年度におきましても面整備ということで下水道の整備を進めております。下水道整備を進めることによって、接続を増やし、下水道収入を確保することで収益を改善していきたいというふうに考えております。

委員長　ほかに。

質疑なし

委員長　ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

ここで、議案第 27 号から議案第 33 号までについて質疑漏れがありましたら、許可いたします。なお、質疑については、二、三問にまとめて簡潔に行ってください。

質疑なし

委員長　質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

以上をもちまして､議案第 27 号から議案第 33 号までについての質疑を終結いたします。

《採　決》

議案第 26 号　令和 7 年度高浜市一般会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 27 号　令和 7 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 28 号　令和 7 年度高浜市土地取得費特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 29 号　令和 7 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 30 号　令和 7 年度高浜市介護保険特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 31 号　令和 7 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 32 号　令和 7 年度高浜市水道事業会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 33 号　令和 7 年度高浜市下水道事業会計予算

挙手多数により原案可決

委員長　以上で、予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

本委員会の審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長　御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長　以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会　午後 4 時 24 分

予算特別委員会委員長

予算特別委員会副委員長